

西区まちづくり方針

横浜市都市計画マスタープラン・西区プラン



平成15年2月

横浜市西区役所・都市計画局

西区まちづくり方針・目次

はじめに.....	1
第1章 まちづくりの目標.....	4
1．西区の特色と成り立ち.....	4
2．まちづくりの課題.....	8
3．まちづくりの目標.....	10
第2章 テーマ別方針.....	14
1．誰もが安心して暮らせるまちづくり.....	14
2．活気あるコミュニティづくり.....	16
3．災害に強い安全なまちづくり.....	18
4．円滑な交通ネットワークづくり.....	20
5．水・緑・歴史を活かしたまちづくり.....	22
6．環境にやさしいまちづくり.....	24
7．活力にみちたまちづくり.....	26
第3章 地区別方針.....	28
1．北部地区.....	28
2．南部地区.....	31
3．横浜駅周辺地区.....	34
4．みなとみらい21地区.....	37
第4章 まちづくりの推進.....	40
1．まちづくりの主体.....	40
2．区役所の役割.....	40
3．西区まちづくり方針の充実.....	41
用語解説.....	42

はじめに

西区まちづくり方針（横浜市都市計画マスタープラン・西区プラン）は、区の将来に向けた、まちづくりの方針を定めるものです。

1. 西区まちづくり方針について

西区まちづくり方針（以下、『方針』と呼びます。）は、おおむね20年後の西区の将来を見据えた、中長期にわたるまちづくりの方向性やあり方などについて定めたものです。

『方針』は、横浜市都市計画マスタープラン（下記参照）の西区プランとして位置づけられますが、法定の都市計画に関する内容に限らず、まちづくりに関することを広く取り入れています。また、総合計画などとの整合をはかっています。

『方針』は、地域懇談会など様々な場面で寄せられた、区民の皆さんのご意見やご提案などを踏まえてまとめたものであり、行政や関係事業者のみならず、できるだけ多くの区民の皆さんに共有され、具体的にまちづくりを進めていく際の共通の指針として活用されることを期待しています。

また、この『方針』の策定を契機として、区民の皆さんや事業者、行政が一体となったまちづくりを一層推進していきたいと考えています。

<参考> 都市計画マスタープランとは.....

都市計画法の規定に基づいて策定されるプランです。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

3段階で構成します。

横浜市においては、都市計画マスタープランは、「全市プラン」「区プラン」「地区プラン」の3段階で構成し、横浜市都市計画審議会に付議して決定します。なお地区プランは、特にまちづくりの検討が必要な地区を対象に策定します。

総合計画などと整合をはかります。

全市プランは、「横浜市基本構想」や市の総合計画、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と整合をはかっています。

区プランは、全市プランを上位計画とし、市の総合計画の区別計画と整合をはかりながら策定します。

分野別の基本計画と整合をはかります。

「横浜市緑の基本計画」「横浜市環境管理計画」「横浜市住宅基本計画」など分野別の基本計画と相互に整合をはかりながら策定します。

横浜市が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即して定めます。

都市計画マスタープランが策定されると、横浜市が定める都市計画（市街化区域及び市街化調整区域、自動車専用道路や一般国道、一級河川、国が設置する公園・緑地などを除く都市計画）は、都市計画マスタープランに即して定めることとなります。

2. 西区まちづくり方針の構成

『方針』は、次の内容で構成します。

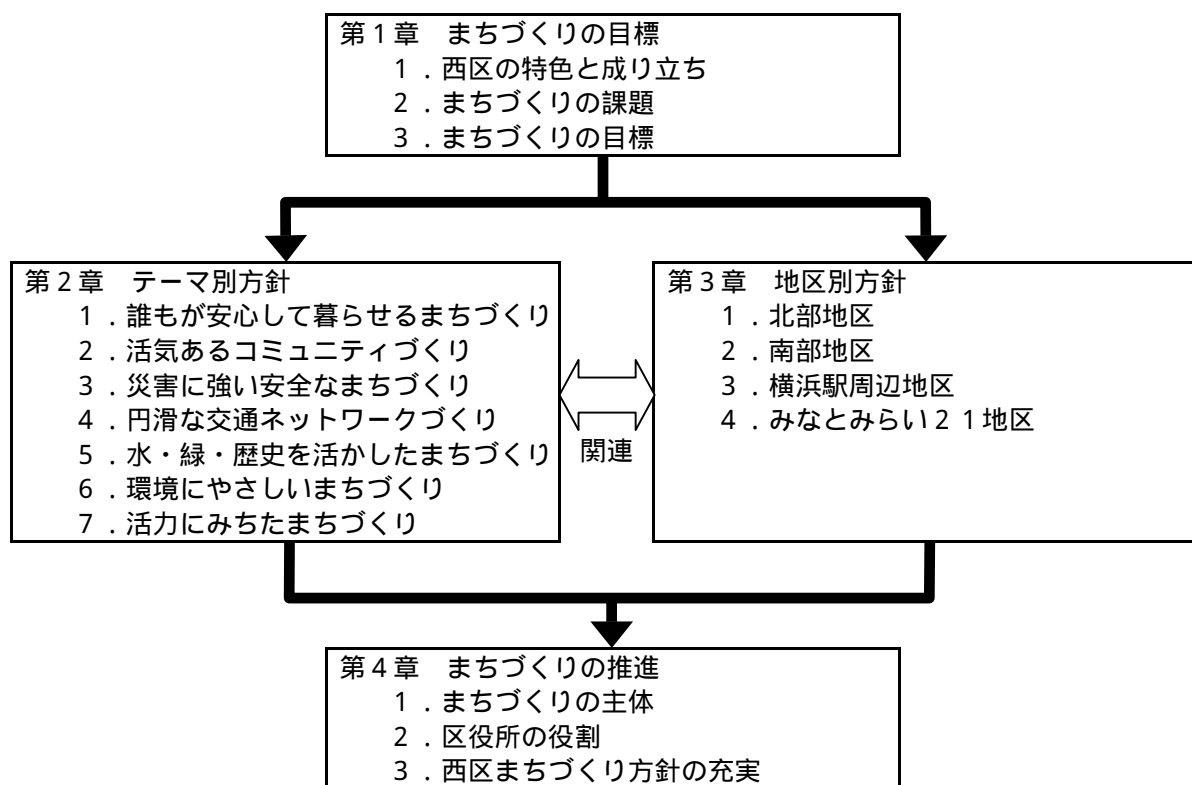
第1章：まちづくりの目標……区の特徴と成り立ち、まちづくりの課題を明らかにした上で、西区におけるまちづくりの目標を定め、区の将来像を描きます。

第3章：地区別方針……区内を4つの地区に区分し、各地区の特性や課題などを踏まえて、地区別にまちづくりの目標と方針を定めま

第2章：テーマ別方針……まちづくりの目標を達成する上で、基本となる7つのテーマ別にまちづくりの方針を定めます。

第4章：まちづくりの推進……西区のまちづくりを具体的に推進していく主体と役割分担などについて示します。

西区まちづくり方針の構成



3 . 策定の経過

『方針』の策定にあたっては、より多くの区民の皆さんにまちづくりについて考えていただき、それらを可能な限り『方針』に反映できるように努めました。

(1) 素案の作成

素案作成に先立って、区内を北部と南部の2地域に分け、各地域とも2会場、計4会場で、それぞれ3回にわたり地域懇談会を開催し、意見交換を行いました。合計では12回の開催となり、延べ参加者は約220人でした。

また、地域懇談会でいただいたご意見とあわせて、市長への手紙や区民のつどい、地域のつどい、区民会議などで寄せられたご意見も踏まえて素案を作成しました。

(2) 原案の作成

素案について広くご意見をいただくため、素案概要の全戸配布、インターネット上のホームページなどにより周知に努めるとともに、説明会を開催し、ご意見を直接伺いました。また、郵便、電子メールなどによりいただいた約320件のご意見を、できる限り反映して、原案を作成しました。

策定スケジュール

平成13年 2月	第1回地域懇談会 「まちの魅力と課題を出し合おう」
3月	第2回地域懇談会 「まちの目標をつくろう」
5月	第3回地域懇談会 「まちづくりの方法を考えよう」
素案の作成	
平成14年 4月	素案の公表
4月～6月	素案説明会 意見の受付
原案の作成	
11月	原案の公表
11月～12月	意見の受付
平成15年 1月	横浜市都市計画審議会への付議
2月	決定

第1章 まちづくりの目標

西区の今後のまちづくりを考えるにあたって、まず区の特徴と成り立ち、課題を明らかにした上で、まちづくりの目標を定め、区の将来像を描きます。

1. 西区の特色と成り立ち

(1) 区の特徴

地形・面積

西区は横浜市のほぼ中央に位置し、区域は、帷子川の河口部に広がる平地部とそれをはさむ南北の丘陵部及び臨海部によって構成されています。区内の最高地点は北軽井沢で、海拔 53.3 メートルとなっています。一方、横浜駅周辺一帯は、海拔 2 メートル程度の高度の低い地域が広がっています。

また、面積は 6.98 平方キロメートルで、市内で最も狭く、横浜市域（434.73 平方キロメートル）の 1.6% となっています。

人口

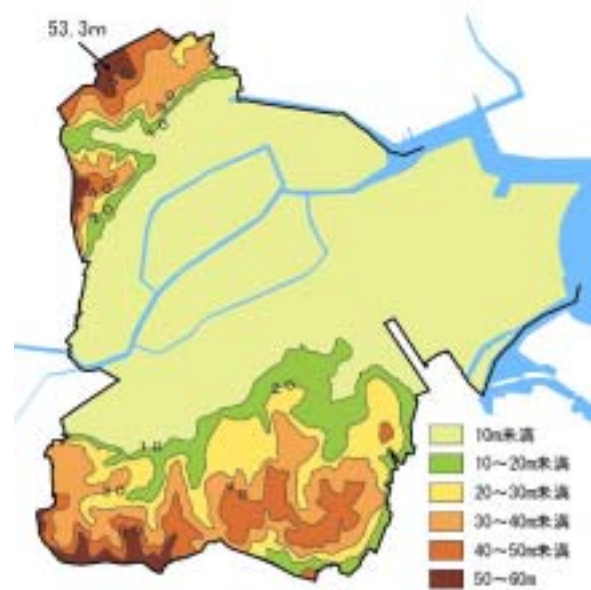
人口は平成 14 年（2002）10 月 1 日現在 80,398 人で、市内で最も人口の少ない区ですが、昼間人口は 2 倍を超えています。人口構成比は、15 歳未満が 10.6%、65 歳以上が 18.5% で、15 歳未満は市内で最低、65 歳以上は市内で最高となっています（平成 12 年国勢調査）。

なお、人口は戦後急増し、昭和 37 年（1962）10 月 1 日には 105,403 人となりました。その後、徐々に減少してきましたが、ここ数年は、駅周辺や幹線道路沿いを中心とした集合住宅の建設などにより、微増傾向にあります。さらに、みなとみらい 21 地区の住宅開発による増加が見込まれています。

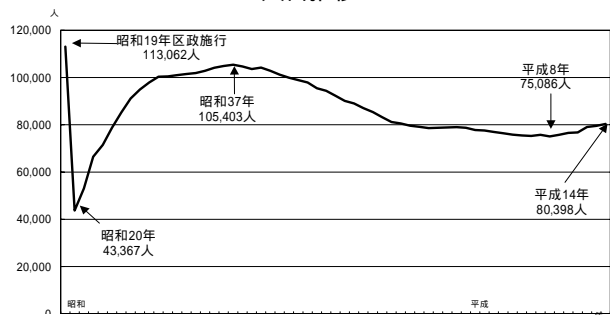
位置図



地形図



人口推移



* 各年 10 月 1 日現在（ただし、S19.4.1 現在、S20.11.1 現在、S21.4.26 現在、S23.8.1 現在）

産業

区内の事業所数は 8,253 事業所で市内 5 位、従業者数は 126,976 人で市内 2 位となっています。事業所数の構成比は、卸売・小売業・飲食店が 45.5%で最も多く、次いでサービス業の 28.8%となっています(データには公的な機関は含まれていません。平成 11 年事業所・企業統計調査)。

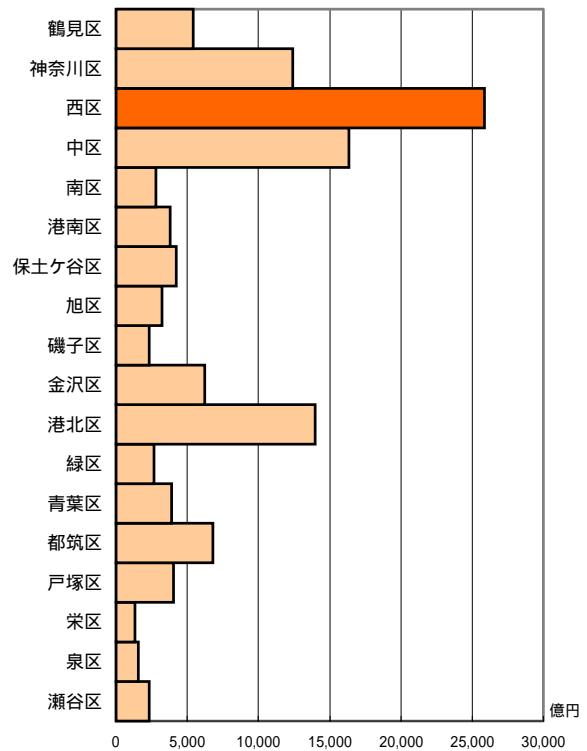
また、卸売業と小売業の商店数は、2,508 店で市内 5 位、従業員数は、28,759 人で市内 1 位、年間商品販売額は、約 2 兆 5,865 億円で市内 1 位となっています(平成 11 年商業統計調査)。

土地利用

西区は市街化区域が 100%で、市街化調整区域はありません。土地利用の現況を見ると、専用住宅が 28.6%と最も多く、次いで鉄道や道路などの都市運営施設が 24.2%、商業・業務が 13.3%などとなっています。

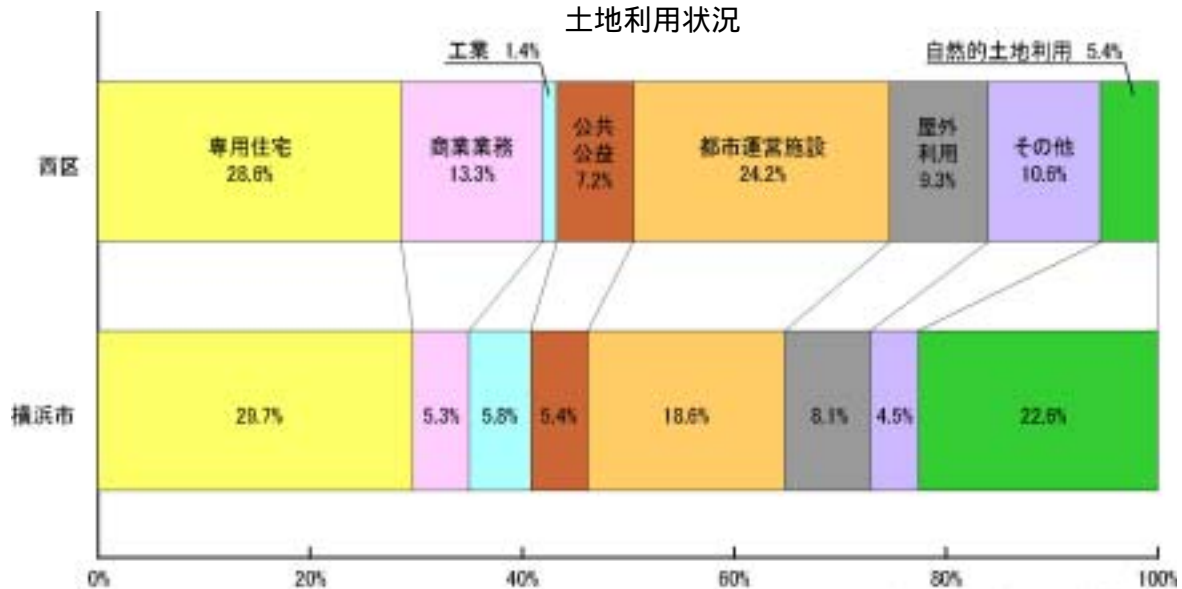
西区の特徴としては、商業・業務(市内 1 位)や都市運営施設(市内 3 位)の比率が高く、緑地などの自然的土地利用(市内 18 位)や工業(市内 15 位)の比率が低いことなどが挙げられます。なお、その他(未利用地など)の比率が高いのは、みなとみらい 21 地区で整備中の土地があるためです(平成 9 年都市計画基礎調査)。

区別年間商品販売額(平成 11 年)



出典: 平成 11 年商業統計調査

土地利用状況



出典: 平成9年都市計画基礎調査

(2) 区の成り立ち

西区は横浜市の都心区として大きく発展してきました。その発展の基礎になったのは、江戸後期から始まった新田開発や横浜開港に伴う横浜道の建設、鉄道の開通などを挙げることができます。また震災や戦災により、たいへん深刻な被害を受けましたが、その苦難を乗り越えて今日に至っています。ここでは、こうした歴史的経緯について、簡単に振り返ります。

【新田開発】

江戸時代の西区域には、東海道の景勝地である袖ヶ浦という入り海を挟んで、芝生村（現在の浅間町付近）と戸部村があり、主に農業や漁業が営まれていました。江戸時代の後半になると新田開発が盛んに行われ、袖ヶ浦は埋め立てられて両村は陸続きとなりました。

【横浜の開港】

安政元年（1854）に日本は開国し、安政5年（1858）の日米修好通商条約の締結により、横浜の開港が決まりました。

開港を直前にひかえて、東海道から戸部をぬけて開港場（横浜村、現在の関内付近）まで一直線に連絡する横浜道が突貫工事で建設されました。また、開港場の事務などを取り扱う役所として、神奈川奉行所が戸部（現

在の県立図書館付近）に設けられ、安政6年（1859）の横浜開港を迎えました。

【鉄道の開通】

明治5年（1872）に横浜（現在の桜木町駅）・新橋間で日本初の鉄道が開通しました。当時、神奈川区青木町付近から横浜駅との間は、築堤が設けられ、海を渡って結ばれていました。

なお、横浜駅は大正4年（1915）に高島町に移転しましたが、大正12年（1923）の関東大震災で焼失したため、昭和3年（1928）に現在地に移転しました。

【工場の進出】

明治以降も袖ヶ浦の残りの部分や臨海部が次々に埋め立てられました。こうした埋立地には、明治の中頃から昭和の初めにかけて、横浜船渠（のちの三菱重工業(株)横浜造船所）をはじめ横浜電線（のちの古河電気工業(株)）など多くの工場が進出してきました。

【震災復興】

大正12年（1923）に関東南部を襲った関東大震災により、西区もたいへん大きな被害を受けました。特に地盤の軟弱な新田や埋立地で被害が大きく、震災の復興事業として、中央、戸部本町、平沼、西平沼において土地区画整理事業^{*}が施行されました。

市街化の変遷図（資料：横浜都市地図、国土地理院地形図）



*印の用語は、巻末に「用語解説」があります。

【西区の誕生】

昭和19年(1944)4月1日、西区は市内で9番目の区として、中区から分離独立して誕生しました。面積は5.04平方キロメートル、人口は113,062人でした。

【戦災復興】

昭和20年(1945)の横浜大空襲により、西区は丘陵部の一部などを除き、大半の地域が焼失しました。そのため、戦災復興はなかなか進みませんでした。岡野、浅間、藤棚で土地区画整理事業が施行され、基盤整備が行われました。

【住宅開発】

南北の丘陵部は、都心に近い住宅地として、市内でも早くから市街化が進みました。このため、木造住宅が密集した古くからの住宅地が今も多く見られます。また、昭和30年代頃から、比較的規模の大きな開発が進められ、団地や社宅などが建設されています。

なお最近では、平地部の駅周辺や、幹線道路沿いを中心に、集合住宅の建設が増えてきています。

【横浜駅周辺地区の発展】

横浜駅周辺地区は、昭和27年(1952)に西口周辺の接收解除が始まり、昭和30年代には西口広場や周辺道路などの基盤が整備されました。その後、地下街の完成や大型

店の進出など商業・業務施設の集積が急速に進みました。また、昭和55年(1980)の東西自由通路や東口地下街などの完成により、東口地区の開発も進展しました。

現在、横浜駅周辺地区は、市内の主要な鉄道やバス路線が集中し、大型の商業施設や業務施設が集積する首都圏でも有数のターミナル地区となっています。

【新しいまちづくりの推進】

昭和58年(1983)にみなとみらい21事業の工事に着手し、新しいまちづくりが始まりました。この事業は、横浜ドック(三菱重工業(株)横浜造船所)を移転し、その跡地周辺を埋め立てて開発するとともに、横浜駅周辺地区と関内地区とを結んで都心を一体化することにより、都心機能の一層の強化をはかるものです。

昭和60年(1985)に日本丸メモリアルパークが一部オープンし、平成元年(1989)3月から10月にかけて横浜博覧会が開催されました。その後、横浜美術館やパシフィコ横浜、ランドマークタワーがオープンするなど、着実にまちづくりが進展しています。

1966(昭和41年)



1998(平成10年)



2. まちづくりの課題

西区は、横浜の開港以来、横浜市の中心として、市内でも早くから市街化が進みました。

区内は、歴史と下町情緒を残し、主として区民の生活の場となっている地域と、大型の商業・業務・文化・コンベンション施設などが立地し、市内外から多くの人を訪れる地域という特性が大きく異なる2つの地域からなります。

その上、区内は、鉄道や河川などにより、相互に行き来がしにくいなど、物理的にも心理的にも分断されている状況にあります。

また、長く住み続けている区民が多く、高齢化が進行している一方で、最近では集合住宅が相次いで建設され、新たに暮らし始めた区民が増えてきています。

こうした状況の中、今後のまちづくりを進めていく上で、西区の抱えている主な課題は次のとおりです。

(1) 西区は、市内で最も少子高齢化が進んでいます。高齢者など誰もが地域の中で安心して生活できる環境の整備や、地域における支え合い活動の推進などが課題となっています。

また、西区において少子高齢化が進む要因の一つとして、子どもが成長すると親元を離れて、区外へ出たまま戻ってこないケースが見られます。子どもを安心して産み

育てることのできる環境を整備するなど、若い世代にとって魅力あるまちづくりを進め、バランスの取れた人口構成を実現することが必要です。

(2) 長い時間をかけて培われてきたコミュニティが維持されている一方で、区民相互のふれあいが次第に稀薄になってきています。

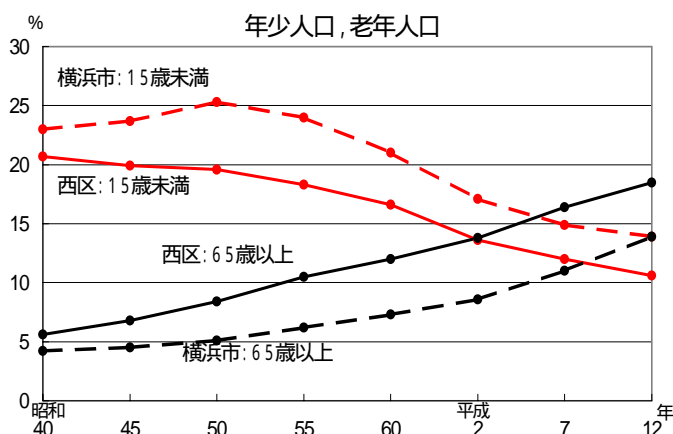
地域活動に参加しない区民が増えてきていることや、地域活動の新たな担い手が見つからないことなどから、地域コミュニティの活性化が求められています。

(3) 区内には、丘陵部を中心に、道路が狭く、古い木造住宅が密集した地区が広がっています。震災時には、家屋の倒壊や延焼の危険性が高く、住環境の改善と防災性の向上は大きな課題となっています。

また、不特定多数の人々が集まる横浜駅周辺地区などでは、災害時には大きな混乱が予想されます。行政や鉄道事業者、事業者団体、自治会・町内会などが一体となって災害対策に取り組んでいく必要があります。

(4) 横浜駅周辺地区などでは、鉄道やバスの乗降客、商業・業務施設を利用する人と車などでたいへん混雑しています。また歩道には、多くの自転車やバイクが放置され、歩行の妨げになっています。駅や駅前広場の改善、駐車場や駐輪場の整備、地区内の円滑な移動の確保、地区外からのアクセスの向上などが求められています。

さらに、幹線道路の慢性的な渋滞や丘陵部の一部に見られる交通不便地域の解消、安全で快適な歩行者空間の確保などが課題となっています。



(5) 市街化が進展し、潤いややすらぎを感じることのできる自然や空間は次第に失われてきています。西区の緑被率を見ると、12.3%と市内で最も低い状況（全市31.2%、平成13年）にあります。

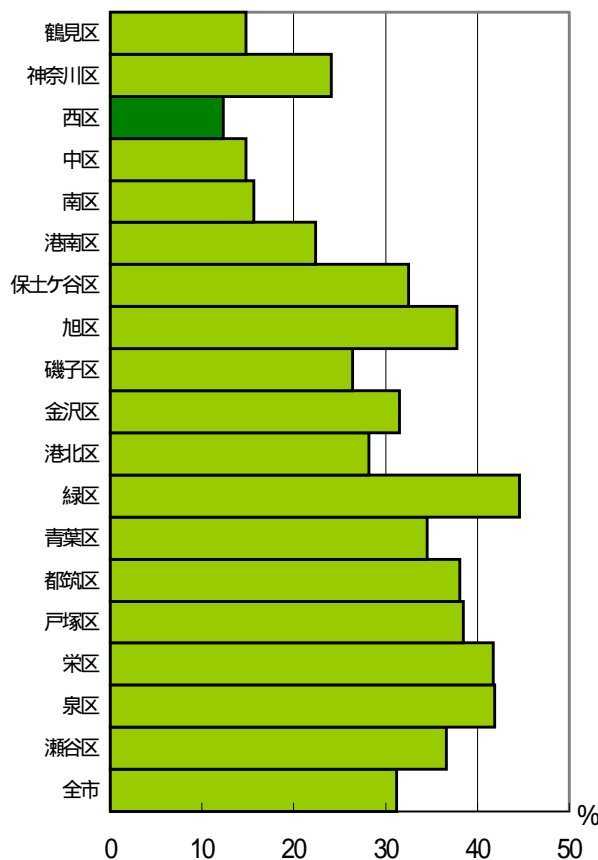
残された自然や歴史などの魅力資源をできる限り保全し、その有効活用をはかるとともに、新たな魅力を創造する必要があります。

(6) 西区は自動車の交通量が多く、幹線道路沿いでは大気汚染や騒音などが問題となっています。また、膨大な廃棄物による環境負荷の増大、身近な自然の減少、地球温暖化など、さまざまな環境問題に対する対策が求められています。

(7) 横浜駅周辺地区とみなとみらい21地区は、横浜の都心として、ますますその重要性が高まっています。さらに商業・業務、文化等の集積を促進し、区民や市民にとって、職住が近接した利便性の高い、ゆとりのあるまちの実現が求められています。

一方で、地域に活気と利便性をもたらしている商店街は、ここ数年、停滞傾向にあり、地域の活性化が課題となっています。

区別緑被率(平成13年)



* 緑被率とは、緑の現状を量的に示す指標のひとつで、樹林地、耕作地、街路樹、庭木など、緑に覆われた土地の割合をいいます。

出典：平成13年緑地環境診断調査

3. まちづくりの目標

(1) まちづくりの目標

西区は、「2. まちづくりの課題」でも示したとおり、主として区民の生活の場となっている地域と、商業・業務機能などが集積し、横浜の都心を形成している地域が共存しています。それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを進めるとともに、各地域間において相互に連携をとりながら、調和のとれたまちづくりを進めていくことが重要です。

そこで、区民が安心していきいきと暮らすことができるよう、「人にやさしく活気のあるまちづくり」と、横浜の都心区として、区民や来街者など誰にとってもやさしく利便性の高い、「安全で活力にみちたまちづくり」を進めます。また、区域の一体化と各地域間の連携・交流を促進することにより、西区全体としてバランスがとれた発展をめざします。

このようなまちの実現をはかるため、西区のまちづくりの目標を次のとおりとします。

人にやさしく活力にみちたまち 西区

この目標を達成するため、次に掲げる7つの基本方針のもとにまちづくりを進めていきます。

誰もが安心して暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まで、また、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできるまちをつくりまします。

活気あるコミュニティづくり

区民の地域活動への参加の促進や区民と事業者との連携、区民の活動の場づくりな

どを進め、いきいきとした地域社会をつくりまします。

災害に強い安全なまちづくり

まちの防災性の向上をはかるとともに、災害に強い体制づくりを推進し、区民や来街者などの安全を守ります。

円滑な交通ネットワークづくり

公共交通機関と道路のネットワークの強化、交通施設の改善、歩行者・自転車空間の確保などをはかり、安全で利便性の高い交通体系を実現します。

水・緑・歴史を活かしたまちづくり

水辺や丘の緑、歴史などの魅力資源を保全・活用するとともに、新たな魅力を生み出し、潤いとやすらぎのあるまちをつくりまします。

環境にやさしいまちづくり

公害の防止と環境への負荷の小さい循環型社会の実現に向けた取り組みを推進し、快適に暮らせるまちをつくりまします。

活力にみちたまちづくり

地域の活性化と横浜の都心としての機能強化をはかり、活力と賑わいのあるまちをつくりまします。

(2) まちの骨格と構成

将来のまちの骨格と構成を次のとおりとします。

交通体系

鉄道網

鉄道網は、JR東海道線、JR横須賀線、JR京浜東北線、JR根岸線、東急東横線、京浜急行線、相鉄線、市営地下鉄、みなとみらい21線の9路線で構成します。また、鉄道網の結節点である横浜駅のターミナル機能を強化します。そのほか、東海道貨物支線の旅客線化(京浜臨海線の整備)の検討を進めます。

鉄道網図



幹線道路網図



道路網

首都高速横浜羽田空港線・三ツ沢線及び国道1号、国道16号、山下長津田線、臨港幹線道路などの幹線道路により、市内各地や東京方面などを結ぶ広域交通を担います。また、地域内交通を担う、住宅地と最寄り駅や幹線道路を連絡する地区幹線道路などの整備を進め、円滑な道路ネットワークを構築します。

水と緑と歴史のネットワーク図



水と緑と歴史

平地部を流れる帷子川とその支流、臨海部の海辺、丘陵地の斜面緑地や公園などは、街中で水と緑に親しめる貴重な憩いの空間となっています。また区内には、3つの古道があり、その周辺には数多くの歴史資源や文化資源が点在しています。この3つの古道を中心として、水と緑と歴史のネットワークを構築します。

区の構成とまちづくり

西区は、住宅地を中心とした地域と、横浜の都心として、市内で最大の商業・業務機能などが集積した地域により構成されています。

さらに、前者の住宅地を中心とした地域については、ほぼ鉄道を境にして、「北部地区」と「南部地区」の2つの生活圏に分かれています。また後者の商業・業務機能などが集積した地域については、戦後急速に発展してきた「横浜駅周辺地区」と、新しいまちづくりを進めている「みなとみらい21地区」に分けることができ、次のとおり、各地区の特性や実情に応じたまちづくりを進めます。

「北部地区」は、住環境や交通利便性などの向上をはかり、「都心に近く便利で暮らしやすいまち」をめざします。

「南部地区」は、今も残る下町情緒を受け継ぎながら、住環境の改善や地域の活性化をはかり、「下町人情あふれる安全で活気のあるまち」をめざします。

「横浜駅周辺地区」は、区民や来街者の利便性・快適性・安全性などを向上するため、地区全体の機能強化をはかり、「都心の魅力とやさしさを実感できる快適なまち」をめざします。

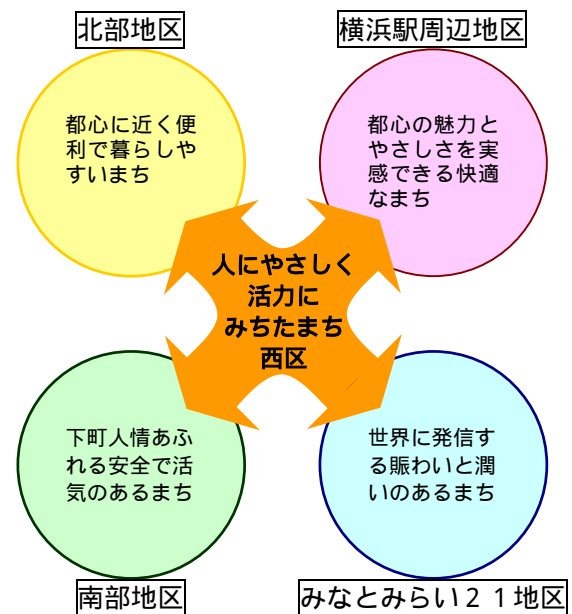
「みなとみらい21地区」は、多様な機能の集積を促進するとともに、魅力ある都市空間の形成をはかり、「世界に発信する賑わいと潤いのあるまち」をめざします。

さらに、各地区の結びつきを深め、区内の一体化と連携を強化することにより、西区全体としてバランスがとれた発展をはかり、『人にやさしく活力にみちたまち・西区』を実現します。

地区区分図



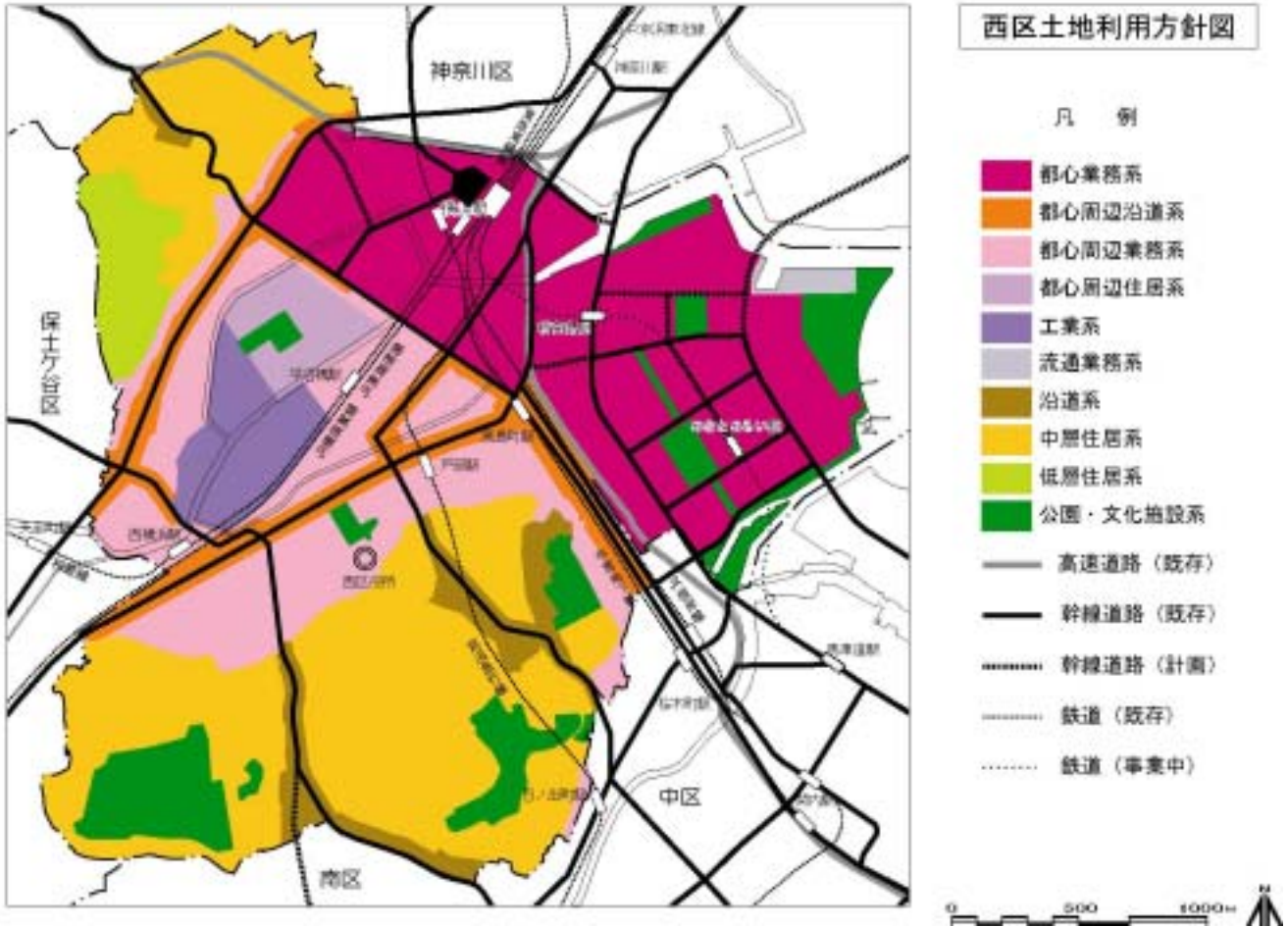
地区関連図



(3) 土地利用の方針

現在の土地利用を踏まえつつ、今後を展望し、土地利用方針を次のとおりとします。な

お、必要に応じて、建築協定、地区計画*などにより、市街地環境の保全・誘導をはかっていきます。



	分類	方針
臨海部・低地部	都心業務系 	都心として商業・業務・文化などを中心として集積する。
	都心周辺沿道系 	都心につながる幹線道路沿道にふさわしい商業・業務や集合住宅を中心とする。
	都心周辺業務系 	都心に続くエリアとして、商業・業務・住宅などを中心とする。防災性に配慮しながら市街地の更新をはかる。
	都心周辺住居系 	戸建て住宅や集合住宅を中心とする。まちづくりを検討しながら市街地の更新をはかる。
	工業系 	工業を中心とする。ただし、土地利用転換が行われる場合には、都心につながる地区として、商業・業務・住宅などの機能を計画的に誘導する。
	流通業務系 	物流機能と商業・業務・市民利用等諸機能との調和をはかりつつ、快適なウォーターフロントを形成する。
丘陵部	沿道系 	幹線道路などの沿道にふさわしい商業・業務や集合住宅を中心とする。
	中層住居系 	戸建て住宅や集合住宅を中心とする。狭あい道路の拡幅、建物の不燃化、建物の共同化によるオープンスペースの創造など、災害に強いまちづくりを進める。
	低層住居系 	戸建て住宅や低層の集合住宅を中心とする。狭あい道路の拡幅、建物の不燃化、建物の共同化によるオープンスペースの創造など、災害に強いまちづくりを進める。
	公園・文化施設系 	都心のオープンスペースとして自然環境の保全をはかる。文化施設については緑との一体化をはかる。

第2章 テーマ別方針

まちづくりの目標である「人にやさしく活力にみちたまち・西区」を達成する上で、基本となる7つのテーマ別に方針を定めます。

1. 誰もが安心して暮らせるまちづくり

【目標】

子どもから高齢者まで、また、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできるまちをつくります。

【背景】

- ・西区の65歳以上の占める割合（高齢化率）は18.5%（全市13.9%、平成12年国勢調査）と市内で最も高くなっています。高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦などの高齢者世帯が増えてきています。
- ・15歳未満の占める割合は10.6%（全市13.9%、平成12年国勢調査）と市内で最も低くなっています。子どもが少なくなり子ども会などが成り立たない地域もでてきている一方、マンション建設にともない生徒数が増加している学校もあります。
- ・子育て環境が十分に整っていないこと、家庭や地域における養育機能の低下などが課題となっています。
- ・障害者をはじめ誰もが安全で快適な生活を送れるよう、横浜市福祉のまちづくり条例^{*}や交通バリアフリー法^{*}に基づいて、道路や公共交通機関、市民利用施設のバリアフリー^{*}化などを進めているところですが、より一層の取り組み強化が求められています。

【方針】

- (1) 誰もが安心して生活できる環境づくり
- ・「横浜の玄関」としての役割を担う横浜駅を中心とした地区において、道路や公共交通機関のバリアフリー^{*}化を重点的かつ一体的に推進するとともに、市民利用施設、民間の集客施設などのバリアフリー^{*}化を促進するなど、誰もが日常生活において不便を感じない快適な環境づくりを進めます。
 - ・シニア・りびいん^{*}などの高齢者向け住宅や障害者向け住宅の供給、住宅のバリアフリー^{*}化の支援、グループホーム^{*}の整備など、高齢者や障害者の生活の場の確保をはかります。
 - ・防犯灯の設置を促進するなど、警察署と

の協力を通して、防犯に留意した安全なまちをめざします。

(2) 誰もがいきいきと活躍できる環境づくり

- ・健康づくりや寝たきり・痴呆の予防策の充実など、健康でいきいきとした生活を送れる環境づくりを進めます。
- ・地域活動やボランティア活動への参加の支援、就労の機会づくりなど、生きがいを持てる環境づくりを進めます。
- ・学校開放の推進、空き店舗の活用など、誰もが気軽に利用できる憩いの場づくりや多世代間交流の場づくりを進めます。

* 印の用語は、巻末に「用語解説」があります。

(3) 高齢者や障害者が自立した生活を送れる環境づくり

- ・ひとり暮らし高齢者の見守り・訪問活動、福祉分野におけるIT（情報通信技術）の活用など、地域において高齢者や障害者を支えあう土壌づくりを一層推進します。また、福祉保健活動拠点^{*}の整備など、地域の福祉保健活動への支援やボランティア育成の場づくりを進めます。
- ・介護の必要な高齢者が地域や家庭の中で自立した日常生活を送れるよう、介護サービスの充実をはかります。また、特別養護老人ホーム^{*}や介護老人保健施設^{*}の整備など、在宅生活が難しい高齢者に対する施策も充実します。
- ・社会福祉法人型障害者地域活動ホーム^{*}や中途障害者地域活動センター^{*}、生活支援センター^{*}の整備などを進め、障害者が生涯を通じて、地域で自立した生活を送れる環境づくりを推進します。

(4) 子育てしやすい環境づくり

- ・子育てと仕事の両立支援や多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスの向上をはかります。
- ・地区センターなどの市民利用施設を子ども連れでも利用しやすいよう、使いやすさを高めます。
- ・子育て相談・交流の場を充実するほか、地域ぐるみで子育てを支援していくシステムづくりを進めます。

(5) 子どもが健やかに育つ環境づくり

- ・児童や青少年が身近で安心して活動できる場として、公園や広場などの整備を進めるほか、区民と協力して通学路の安全性を高めます。また、はまっ子ふれあいスクール^{*}を充実させるほか、放課後などにおける児童の健全育成をはかります。
- ・学校・家庭・地域・関係機関の連携を強化し、いじめや不登校、非行などへの適切な対応をはかります。



2. 活気あるコミュニティづくり

【目標】

区民の地域活動への参加の促進や区民と事業者との連携、区民の活動の場づくりなどを進め、いきいきとした地域社会をつくります。

【背景】

- ・区民の自治会・町内会の加入率は90%を超え、地域の祭りなどの行事が比較的活発に行われていますが、最近では、こうした活動に無関心な区民が増えてきています。特に若い世代でその傾向が強く、地域活動の担い手の高齢化が進んでいます。
- ・ここ数年、平地部を中心にファミリー向けの集合住宅が相次いで建設され、新たに暮らし始めた区民が増えてきています。また、みなとみらい21地区では、大規模な住宅開発が進められています。
- ・区内には、大型の商業・業務施設や地域の商店街をはじめとした中小の事業所が数多く立地しています。こうした事業所も区を構成する一員であり、地域活動への参加や貢献が求められています。
- ・地域活動を支援する地区センターやコミュニティハウス^{*}などの施設は整備されてきましたが、施設の使いやすさの向上が求められています。

【方針】

(1) 区民同士の交流促進

- ・若い世代や新たに暮らし始めた区民に対して、自治会・町内会や地域の祭り・イベントなど地域活動への参加や協力の働きかけを促進します。
- ・地域活動の新たな担い手の発掘や育成に努めます。
- ・区民の手作りによるイベントの開催など、区民の自主的な活動を支援し、区民の相互理解や区民の一体感を高めます。
- ・区民同士の支え合いや交流を一層促進するため、子育てや福祉をテーマに活動しているボランティアグループを支援・育成するなど、多様なコミュニティづくりを進めます。

(2) 区民と事業者との連携

- ・区民と事業者が協力しあう体制づくりを進め、地域のイベントや美化活動、福祉活動を共同で実施するなど、事業者の地

域活動への参加を促進し、区民と事業者の連携を深めます。

(3) 区民の活動の場づくり

- ・区民文化センター^{*}や、コミュニティハウス^{*}など、区民の文化活動や地域活動の拠点を整備します。また、青少年交流センターを通じて、青少年の自立促進や育成を推進します。
- ・地区センターやコミュニティハウス^{*}など既存施設を、小さな子どもを連れた方から高齢者まで、誰もが利用しやすいように使いやすさを高めます。
- ・学校開放の推進や空き店舗の活用などをはかり、区民に身近な生涯学習や地域活動の場づくりを進めます。

(4) 暮らしやすい地域社会づくり

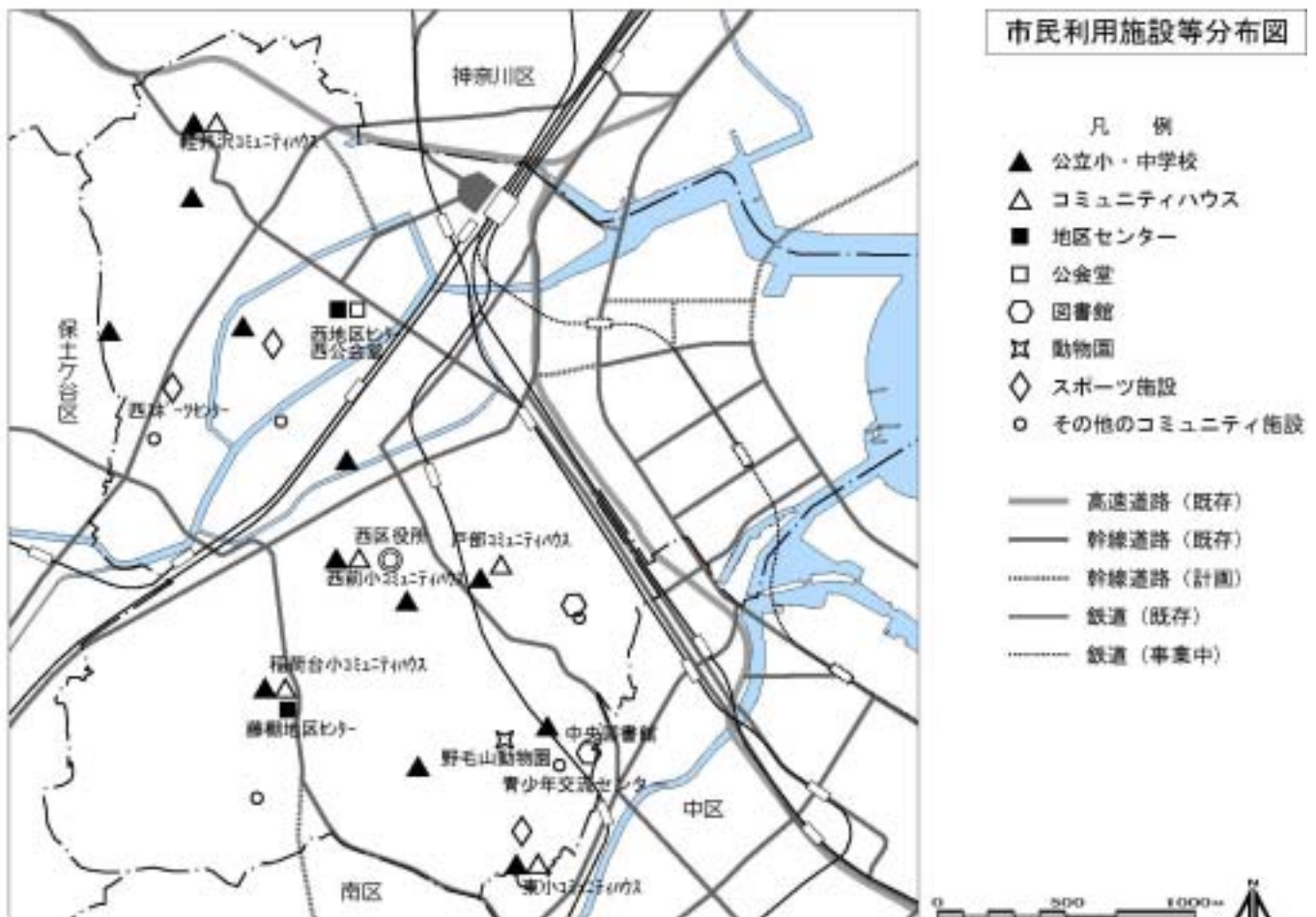
- ・放置自転車やバイク、違法駐車、商品の突き出し、違法看板、ポイ捨てなどの一

*印の用語は、巻末に「用語解説」があります。

掃をめざして、啓発活動や、指導・撤去などを推進し、決められたルールやマナーを誰もが守る、安全で暮らしやすい地域社会をつくります。

(5) 区役所サービスの充実

- ・地域における様々な課題やニーズに迅速に対応できるよう、区役所機能の強化をはかります。また、バリアフリー化や区民サービスの向上につながる区庁舎の再整備について検討します。



3. 災害に強い安全なまちづくり

【目標】

まちの防災性の向上をはかるとともに、災害に強い体制づくりを推進し、区民や来街者などの安全を守ります。

【背景】

- ・区内には、道路が狭く、古い木造住宅が密集し、緊急車両が入れない地域があるなど、ひとたび規模の大きな地震や火災などが発生すると、被害が広範囲に及ぶ危険性があります。
- ・横浜駅周辺地区などでは、公共交通機関の乗降客や商業・業務施設の利用者など、不特定多数の人々が集まっているため、災害時には大きな混乱が生じる可能性があります。
- ・帷子川流域に広がる平地部一帯は、浸水警戒区域^{*}や高潮警戒区域^{*}となっており、特に満潮時の洪水・高潮による被害が懸念されます。
- ・丘陵部には、急傾斜地崩壊危険区域^{*}やがけ崩れ警戒区域^{*}など、がけ崩れのおそれのある地域が広く分布しています。

【方針】

(1) 地震に強いまちづくり

- ・建物の耐震診断・耐震改修を促進し、まちの防災性の向上をはかります。特に、古い木造住宅が密集し、危険度が高い地域では、住宅の耐震改修や建て替えによる耐震化・不燃化を促進するとともに、狭あい道路^{*}の拡幅を近隣住民と連携して一体的に整備するなど、住環境の改善を重点的かつ総合的に進めます。
- ・緊急物資の輸送路となる道路や、公共建築物などの耐震補強を進めます。また、公園や緑地、広場などオープンスペースの確保に努めます。
- ・上下水道・ガス・電気・通信などのライフライン^{*}については、事業者と連携しながら、耐震性の向上や早期復旧体制の確立をはかります。

(2) 火災に強いまちづくり

- ・古い木造住宅の密集地が多い特性を踏まえて、住宅の耐震化・不燃化や狭あい道路^{*}の拡幅など住環境の改善を進めると

ともに、消防水利（消火栓や防火水槽など）の確保など、地域の消防力の強化に努めます。

- ・幹線道路^{*}沿いの建物の不燃化や街路樹の整備などを進め、延焼遮断帯の形成、避難路・緊急輸送路^{*}の確保をはかります。
- ・デパートや地下街、雑居ビルなど不特定多数の人々が集まる施設に対して、消防用設備の点検整備や避難経路の確保、防災訓練の実施などについて、指導・啓発を徹底します。また、地下街火災や高層ビル火災など大規模火災に対する防火体制の充実・強化をはかります。

(3) 風水害に強いまちづくり

- ・帷子川などの護岸改修やしゅんせつを促進し、洪水や高潮による被害の防止をはかります。
- ・雨水ポンプ場^{*}や雨水幹線^{*}、雨水貯留管^{*}雨水浸透ます^{*}の整備など、浸水対策を進めます。また、不特定多数の人々が集まる地下施設などに対して、止水板の設置などを働きかけます。

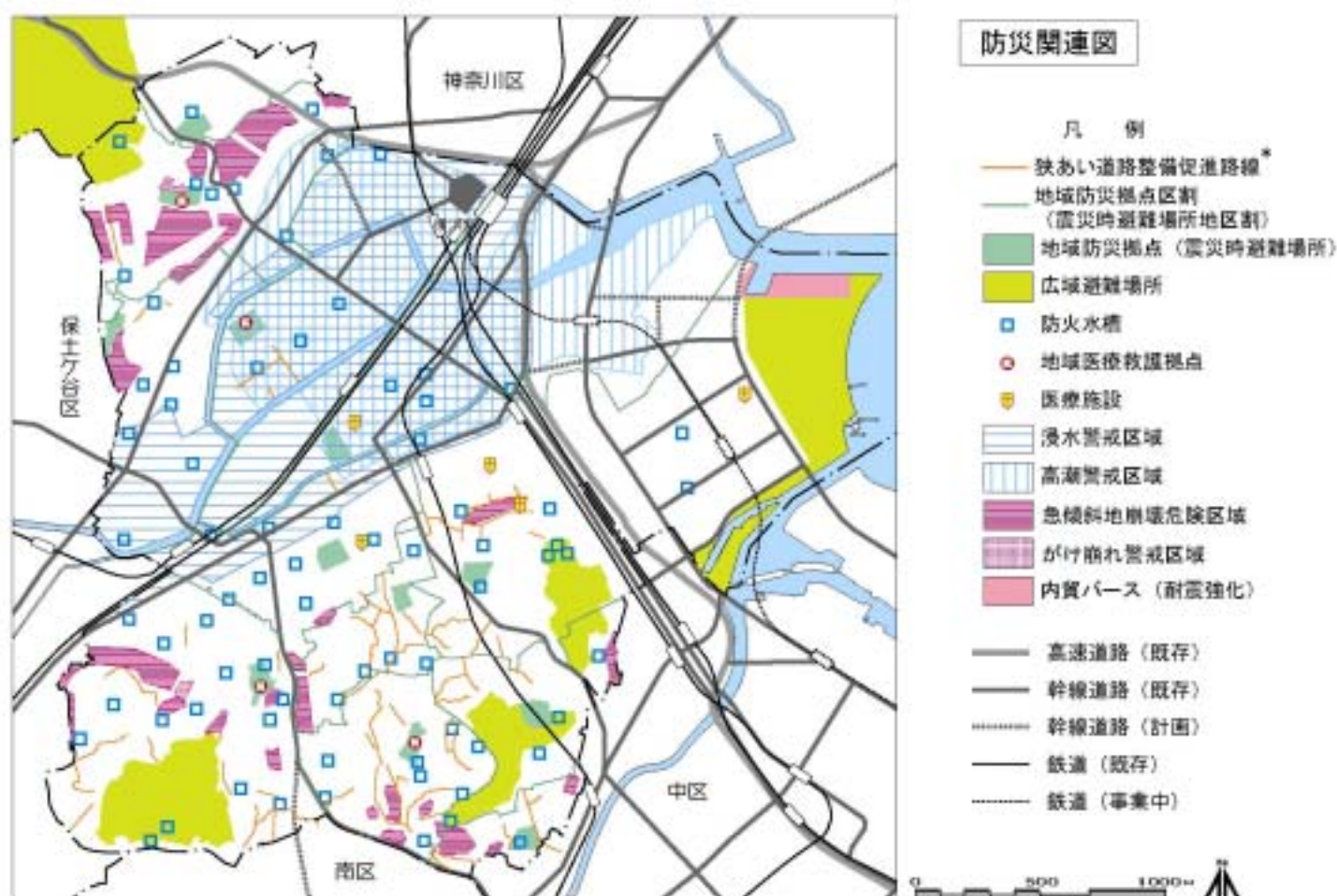
* 印の用語は、巻末に「用語解説」があります。

- ・がけ崩れによる災害を防ぐため、急傾斜地崩壊防止工事を進めます。また、がけ崩れ警戒区域^{*}にある危険ながけについては、工事費を助成するなど、改善を促進します。

(4) 災害に強い体制づくり

- ・災害発生時などにおける迅速・的確な情報の収集・伝達をはかるため、防災情報システムの整備を進めます。
- ・新たな都市災害についても対応できるよう、関係機関と連携をとりながら、危機管理体制の強化をはかります。

- ・地域防災拠点^{*}と地域医療救護拠点^{*}を中心に、防災訓練の実施や防災備蓄庫の充実、防災リーダーの育成などを進め、地域の防災力をさらに高めます。また、地域と連携して、災害時に援護が必要な高齢者や障害者などへの支援策の充実をはかります。
- ・横浜駅周辺地区などでは、行政、鉄道事業者、事業者団体、自治会・町内会などが一体となって、災害時に適切かつ迅速な情報伝達や避難誘導が行える体制づくりを進めます。



4. 円滑な交通ネットワークづくり

【目標】

公共交通機関と道路のネットワークの強化、交通施設の改善、歩行者・自転車空間の確保などをはかり、安全で利便性の高い交通体系を実現します。

【背景】

- ・現在横浜駅は、8路線の鉄道が乗り入れ、1日約200万人の乗降客があります。横浜の玄関として、ターミナル機能の一層の向上をはかる必要があります。
- ・区域は、鉄道や河川などにより分断されており、区の南北を連絡する交通手段の不足、北部地区や南部地区からみなとみらい21地区へのアクセスの向上などが課題となっています。
- ・区内には幹線道路*が集中しており、市内各地や東京方面などから車が流入し、至る所で慢性的な渋滞が生じています。
- ・丘陵部では、道路が狭く、急坂の多い地形特性のため、バスサービスが及ばないなど、交通が不便な地域があります。

【方針】

(1) 鉄道及び関連施設の整備

- ・横浜駅では、利用者の利便性を高めるため、新たに北部・南部東西自由通路と、それらを結ぶ南北連絡通路を整備します。また、鉄道事業者などと連携をとりながら、バスへの乗り換えの円滑化を含め、駅や駅前広場などのバリアフリー*化を進めます。
- ・横浜駅と元町・中華街（山下公園）駅を結ぶみなとみらい21線を整備し、みなとみらい21地区の交通利便性の向上と都心の一体化をはかります。それに伴い、新たに新高島駅、みなとみらい駅を整備します。
- ・廃止が予定されている東急東横線（横浜駅～桜木町駅間）の跡地を、自転車も通れる遊歩道や駐輪場として整備する方向で検討を進めます。
- ・市営地下鉄高島町駅をはじめ、区内各駅のバリアフリー*化を促進します。
- ・東海道貨物支線を活用して、桜木町駅からみなとみらい21地区を通り東京方面

を結ぶ京浜臨海線の整備の検討を進めます。

(2) バスの利便性の向上

- ・区の南北間、北部地区や南部地区とみなとみらい21地区間などを結ぶバス路線の新設・拡充を検討します。また、道路が狭く、起伏の激しい丘陵部に小型バスの導入を検討するなど、交通利便性の向上をはかります。
- ・公共車両優先システム*の導入などによりバスの走行環境を改善します。また、ノンステップバス*の導入促進や運行情報提供手段の充実などをはかり、バス利用者の利便性をさらに高めます。

(3) 歩行者・自転車空間の整備

- ・歩道や歩道橋、跨線人道橋のバリアフリー*化を進めます。また、ペDESTリアンデッキ*の整備、電線類の地中化、案内サインの設置などを進め、誰もが安全で快適に移動できる歩行者空間の確保をはか

*印の用語は、巻末に「用語解説」があります。

ります。

- 地区内交通の有効な手段と考え、自転車利用を促進する環境整備を検討していきます。
- 横浜駅周辺地区とみなとみらい21地区を中心に、駐輪場の整備を促進します。
また、事業所に対する駐輪場設置義務制度や自動二輪車の違法駐車対策などを検討します。

(4) 道路網の整備・改善

- 幹線道路¹については、渋滞している交差点の改良や立体交差化の検討などを進め、交通の円滑化をはかります。また、横浜の都心臨海部の交通混雑を緩和するため、臨港幹線道路の整備を進めます。
- 住宅地と最寄り駅や幹線道路¹を連絡する地区幹線道路²等の改良などを進め、円滑な区内移動の実現をはかります。



5 . 水・緑・歴史を活かしたまちづくり

【目標】

水辺や丘の緑、歴史などの魅力資源を保全・活用するとともに、新たな魅力を生み出し、潤いとやすらぎのあるまちをつくります。

【背景】

- ・平地部を流れる河川は、魚や水鳥が生息し、川辺には桜などが植えられていて、四季を感じられる魅力ある水辺空間となっています。また臨海部では、海とふれあえる場として、臨港パークなどの整備が進んでいます。
- ・市街化の進展により、区内の緑は次第に失われてきていますが、野毛山・掃部山周辺の緑や丘陵部の斜面緑地などは、街中で緑を感じることでできる貴重な憩いの空間となっています。
- ・西区は、旧東海道・横浜道・保土ヶ谷道の3つの古道の結節点であり、これらは三角形で結ばれています。また古道周辺には、浅間神社や伊勢山皇大神宮、横浜開港にちなんだ史跡など、歴史資源が数多く残されています。

【方針】

(1) 水に親しめる場づくり

- ・河川沿いを楽しく散策できるよう、緑化を進めるほか、休憩スポットの整備など、川面に近付ける工夫を検討します。
- ・臨海部では、水際線緑地の整備や臨海部の観光拠点などを結ぶプロムナードの整備、内水域（インナーハーバー）を活用したイベントの開催など、港の資源を活用し、海とふれあえる場づくりを進めます。

(2) 緑豊かな都市空間づくり

- ・野毛山・掃部山周辺の緑、丘陵部の斜面緑地などは、区内に残された貴重な自然資源であり、土地所有者の理解と協力を得て保全に努めます。
- ・道路や駅前広場、市民利用施設を花で飾るなど、公共緑化を進めるほか、区民や事業者などの協力を得て、住宅やビルなど民有地緑化を促進します。
- ・野毛山公園の再整備を検討するなど、区民ニーズを取り入れながら、特色ある公

園づくりを進めます。また、久保山墓地は、散策が楽しめる緑豊かな墓地として、再整備を検討します。

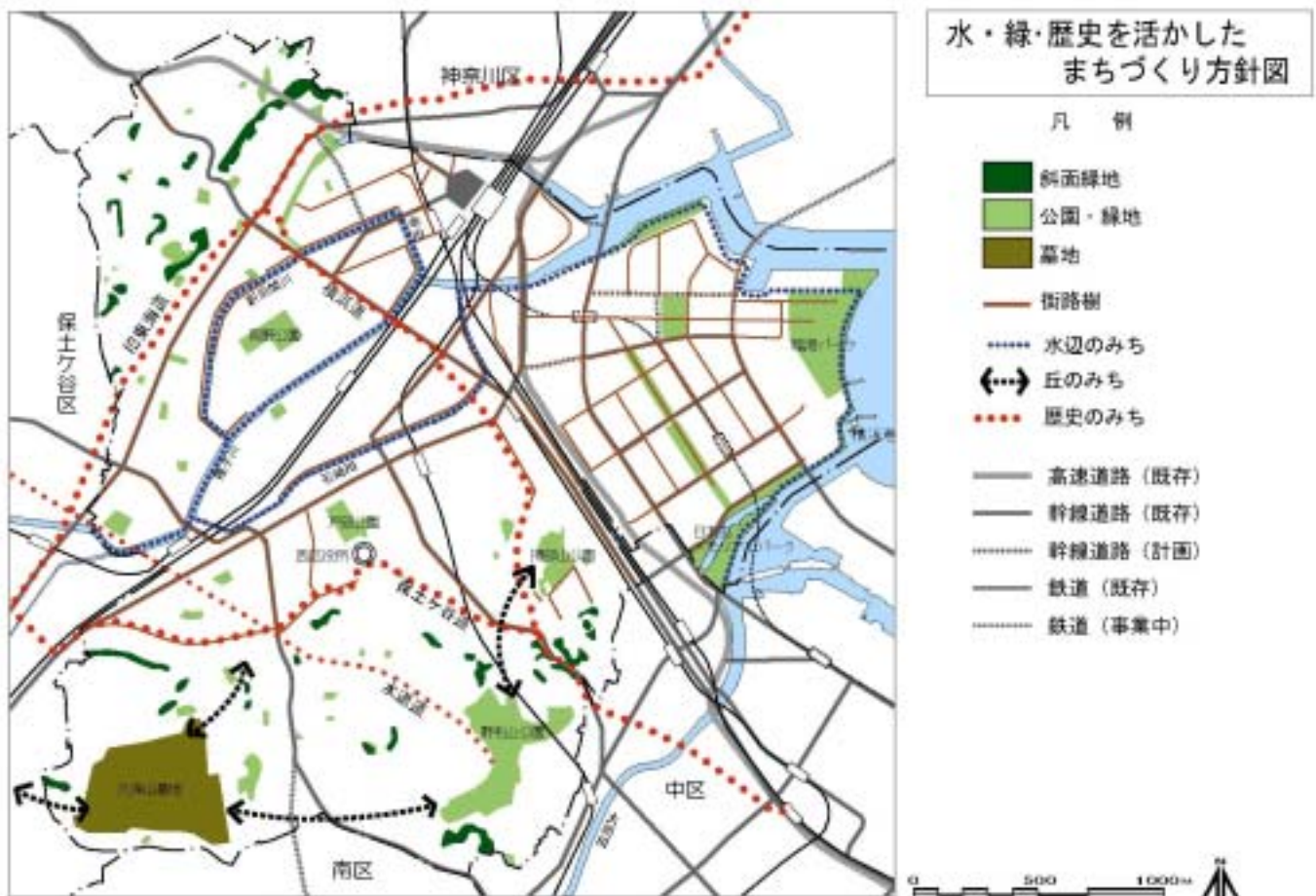
(3) 歴史資源の活用

- ・案内サインの設置やガイドマップの作成、歴史を訪ね歩くイベントの開催などを行い、旧東海道・横浜道・保土ヶ谷道の3つの古道と水道道及び周辺に点在する歴史資源などの活用をはかります。
- ・歴史資源を巡りながら、区民や来街者に独自の文化を語り継いでいくため、養成講座や実践ガイド講座の開催などを通して、案内ボランティアの育成を促進します。

(4) 水・緑・歴史の回廊づくり

- ・平地部の川沿いや臨海部において「水辺のみち」づくりを進めるとともに、久保山周辺から野毛山・掃部山周辺などを結ぶ「丘のみち」づくりと、3つの古道と水道道などを活かした「歴史のみち」づ

くりを進めます。さらに、水と緑と歴史を楽しみながら区内を回遊できるよう、「水辺のみち」、「丘のみち」、「歴史のみち」をネットワーク化し、区の一体感や愛着を深めるとともに、区の魅力アップをはかります。



6 . 環境にやさしいまちづくり

【目標】

公害の防止と環境への負荷の小さい循環型社会の実現に向けた取り組みを推進し、快適に暮らせるまちをつくります。

【背景】

- ・区内には高速道路や幹線道路^{*}が集中していることから、自動車による大気汚染・騒音などが発生しています。
- ・区内を流れる河川は、昭和 30～40 年代は水質が悪く悪臭がありましたが、下水道の整備などにより、水質の改善が徐々に進んできています。
- ・ごみの減量化・資源化については、分別収集やリサイクル活動などを進めているところですが、区民、事業者、行政が一体となって、さらに幅広い取り組みを進めていく必要があります。
- ・エネルギーの大量消費に伴う地球温暖化やヒートアイランド現象^{*}など、地球的規模の環境問題への対応が求められています。

【方針】

(1) 自動車公害対策の推進

- ・交通量の多い交差点や路面の改良、植栽などを行い、大気汚染や騒音の軽減をはかります。
- ・市営バス・ごみ収集車などの公用車に、環境への負荷が少ない低公害車の導入を進めるとともに、民間の保有車両についても、低公害化対策を促進します。

(2) 自然環境の保全と創造

- ・公園や緑地などの緑のオープンスペースの確保に努めます。また、公共緑化を進めるとともに、区民や事業者の協力を得ながら、民有地緑化を促進するなど、緑あふれる環境づくりを進めます。
- ・河川や海の水質改善をはかり、きれいで豊かな水辺環境づくりと生物が生息しやすい環境づくりを進めます。

(3) 循環型社会に向けた取り組み

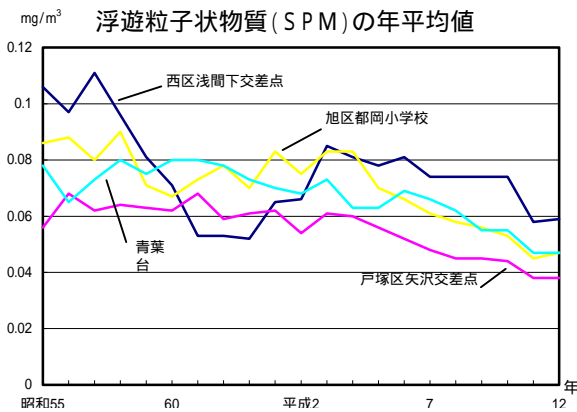
- ・限りある資源を大切に使い、廃棄物による環境への負荷を減らすため、区民、事業者、行政が一体となって、廃棄物の発生を抑制するとともに、排出された廃棄物の資源化を一層推進します。
- ・区民や事業者の主体的な取り組みによる、まちの美化や不法投棄防止などの活動を支援します。

(4) 新たな環境問題への対応

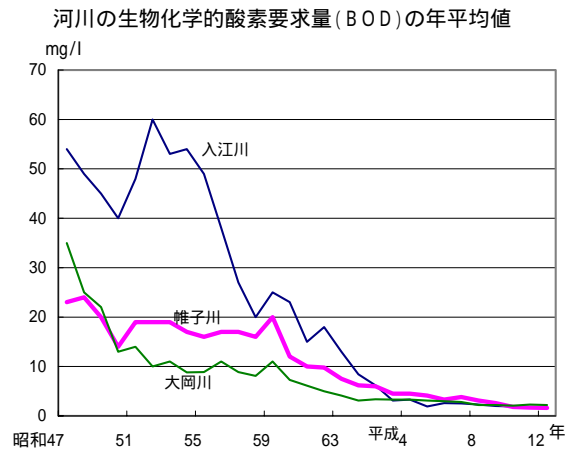
- ・区民、事業者、行政が協力して、エネルギー利用の効率化をはかり、二酸化炭素など温室効果ガスの排出を抑制するとともに、建築物の屋上や壁面の緑化、自然エネルギーの活用を促進するなど、地球温暖化やヒートアイランド現象^{*}の防止対策を進めます。
- ・開発事業や都市施設の整備などを進めるにあたっては、環境への負荷の少ない、自然に配慮した整備を行います。みなとみらい 21 地区では、エネルギーの効率

* 印の用語は、巻末に「用語解説」があります。

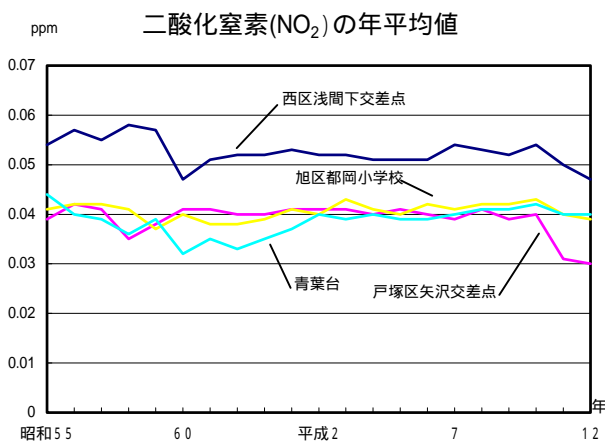
的な活用をはかるため、地域冷暖房システムの整備を進めます。



* 浮遊粒子状物質（SPM）とは、大気中に存在する粒径が10ミクロン以下の非常に細かな粒子のことで、工場や自動車の燃料が燃焼する過程などで発生し、自動車の走行などによって舞い上がります。
* すべて自動車排出ガス測定局（主要な道路沿いに設置されている測定局）の測定値



* 生物学的酸素要求量（BOD）とは、水中の有機物が好気性微生物により分解される過程で消費される酸素量のことで、有機物による水質汚濁の指標となっています。数値が大きいほど、水中の有機物による水質汚濁の程度が大きくなります。



* 二酸化窒素（ NO_2 ）とは、窒素と酸素が結合して生成される窒素酸化物（ NO_x ）の一種です。窒素は空気や燃料に含まれており、自動車の燃料が燃焼する過程などで窒素酸化物が発生し、大気中を移動する過程で二酸化窒素に酸化されます。
* すべて自動車排出ガス測定局（主要な道路沿いに設置されている測定局）の測定値

7. 活力にみちたまちづくり

【目標】

地域の活性化と横浜の都心としての機能強化をはかり、活力と賑わいのあるまちをつくり
ます。

【背景】

- 生活様式の変化や商業活動の多様化・大規模化などにより、地域近接型の商店街を取り巻く環境はたいへん厳しい状況にあります。
- 横浜駅周辺地区とみなとみらい21地区は、横浜経済の中核的な役割を担っており、都市基盤の整備や商業・業務機能の集積などを進めているところですが、さらなる発展と活力の向上が求められています。
- 区内には、みなとみらい21地区や野毛山・掃部山周辺を中心に、文化施設や観光施設などの多くの魅力資源が集まっています。

【方針】

(1) 商店街の活性化

- 駐車場・コミュニティ施設・街路灯などの商業基盤施設や公共施設（歩道など）を一体的に整備するライブタウン整備事業の推進、商店街のIT（情報通信技術）の活用など、魅力ある商業空間づくりを支援します。
- 空き店舗を活用した福祉サービス提供の場や地域の交流の場づくり、地域と一体となったイベントの開催などを促進し、商店街と地域の結びつきを深めることにより、商店街の活性化をはかります。

(2) 都心機能の強化

- 横浜駅周辺地区は、商業・業務施設などの集積や交通ターミナルとしての利点を活かしながら、地区全体の機能の改善・強化をはかり、区民や来街者の利便性・快適性・安全性を高めます。
- みなとみらい21地区は、基盤整備を進めるとともに、国際交流・文化・商業・業務など様々な機能の集積をはかり、国内外に情報を発信する、活気にみちた国際色あふれるまちづくりを進めます。

- 横浜駅周辺地区やみなとみらい21地区などへ様々な商業・業務、文化等の集積を促進することにより、区民などの就業の場の確保をはかり、職住が近接した利便性の高い、ゆとりあるまちの実現をめざします。

(3) 新たな賑わいづくり

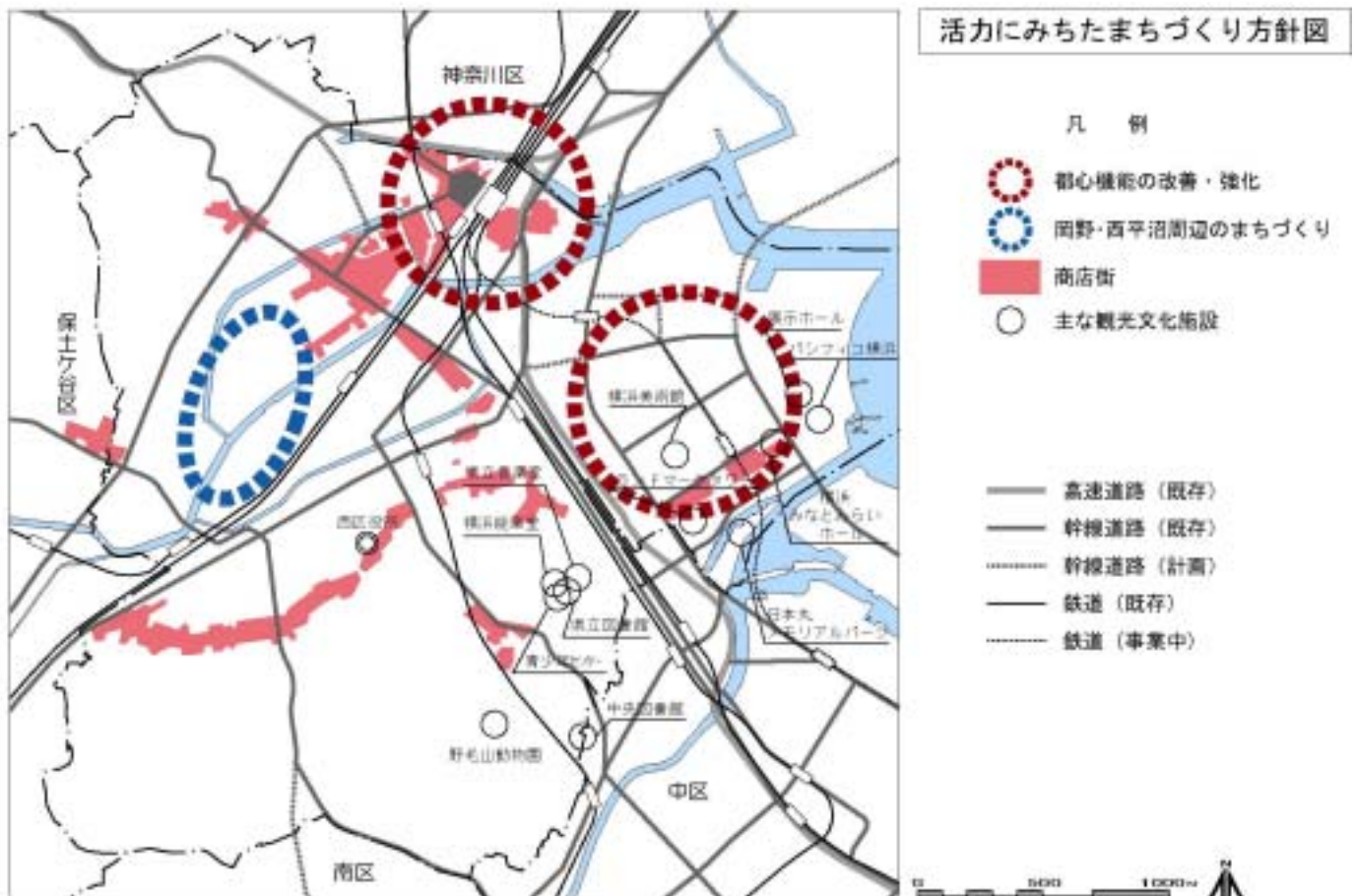
- 岡野・西平沼周辺では、将来の土地利用転換を含め、賑わいのある、新たなまちづくりを検討します。

(4) 観光・文化・コンベンション機能の活用と拡充

- 区内に数多く集積する観光・文化・コンベンション施設などの魅力資源を活かして、地域の伝統的な祭りから国際的な会議まで、さまざまなイベントを開催し、多くの人が集まる賑わいづくりを進めます。
- 観光案内サービスの充実や案内サインの設置を進めるほか、区民のホスピタリティを高めるなど、国内をはじめ世界各地から訪れる来街者を、あたたかく受け入

れる環境づくりを進めます。

- ・区民文化センターの整備や既存施設の機能の改善・拡充など、芸術文化にふれあえる場づくりを進めます。



第3章 地区別方針

ここでは、各地区の特性や課題などを踏まえて、地区ごとにまちづくりの目標と方針を定めます。地区区分については、第1章の3-(2)- (12 ページ)「区の構成とまちづくり」で示したとおり、区内を「北部地区」、「南部地区」、「横浜駅周辺地区」、「みなとみらい21地区」の4つの地区に区分します。

1. 北部地区 都心に近く便利で暮らしやすいまち

北部地区は、帷子川河口部に広がる平地部と急傾斜地の多い丘陵部から成っています。

平地部は、環状1号線沿いに商業・業務ビルや集合住宅などが立地し、その北側は、丘陵部へつながる比較的閑静な住宅地となっています。南側は住宅や商店、工場、公共機関など、住・商・工が混在した地域となっており、市街地の再整備が課題となっています。また、帷子川と新田間川は都心における貴重な水辺空間となっているほか、丘陵部との境には、旧東海道や浅間神社などの歴史資源が見られます。



丘陵部は、斜面緑地を残す見晴らしの良い住宅地が広がっていますが、急坂や狭い道路が多く、古い木造住宅が密集している地域が多く見られます。また、山下長津田線の交通渋滞が課題となっているなど、住環境や交通利便性の向上が求められています。

こうした特性や課題を踏まえて、北部地区は、「都心に近く便利で暮らしやすいまち」をめざします。

目標1 安全で便利なまちをつくる

平地部と丘陵部それぞれの特性に応じた住宅地の形成をはかるとともに、生活の安全性と利便性を高めます。

(1) 住環境の改善

- 平地部では、街並みに配慮しながら、商業・業務施設などと戸建て住宅や集合住宅との共存をはかります。
- 丘陵部では、戸建て住宅や集合住宅を中心として、住環境の維持・向上をはかります。このため、狭い道路の拡幅や古

い木造住宅の耐震化・不燃化、がけ崩れの防止対策などを進めます。

(2) 交通環境の改善

- 地区内外の道路網の整備や渋滞している交差点の改良などを検討し、道路交通の円滑化と大気汚染や騒音の軽減をはかります。
- 歩道の整備や歩道橋のバリアフリー化、違法駐車対策などを進め、安全で快適な歩行者空間の確保をはかります。

(3) 周辺地区との連携強化

- 南部地区やみなとみらい21地区などと

の連携を強化するため、跨線人道橋のバリアフリー化やバスルートの検討などを進めます。

目標2 活気と賑わいのあるまちをつくる

区民同士がふれあえる場を充実するとともに、新たな賑わいづくりを検討します。

(1) 区民同士の交流や活動の場の充実

- ・若い世代や新たに暮らし始めた区民が地域活動に参加する場や機会をつくり、区民同士の交流や支え合いを促進し、地域の連帯感や一体感を高めます。
- ・コミュニティハウスの整備など、区民に身近な活動の場づくりを進めるとともに、西地区センターなどの既存施設を、誰もが利用しやすいように使いやすさを高めます。また、施設の老朽化が進んでいる身体障害者更生授産所、西福祉授産所などの再整備を検討します。

(2) 岡野・西平沼周辺のまちづくりの検討

- ・岡野・西平沼周辺は、将来の土地利用転換を含め、横浜駅周辺につながる地区として、新たなまちづくりを検討していきます。
- ・道路や公園など基盤施設の整備、商業・業務施設や住宅の適正配置など、計画的な誘導をはかります。

目標3 自然や歴史資源を保全活用する

自然や歴史などの魅力資源を活かし、ゆとりや憩いを感じられるまちづくりを進めます。

(1) 自然環境の保全と活用

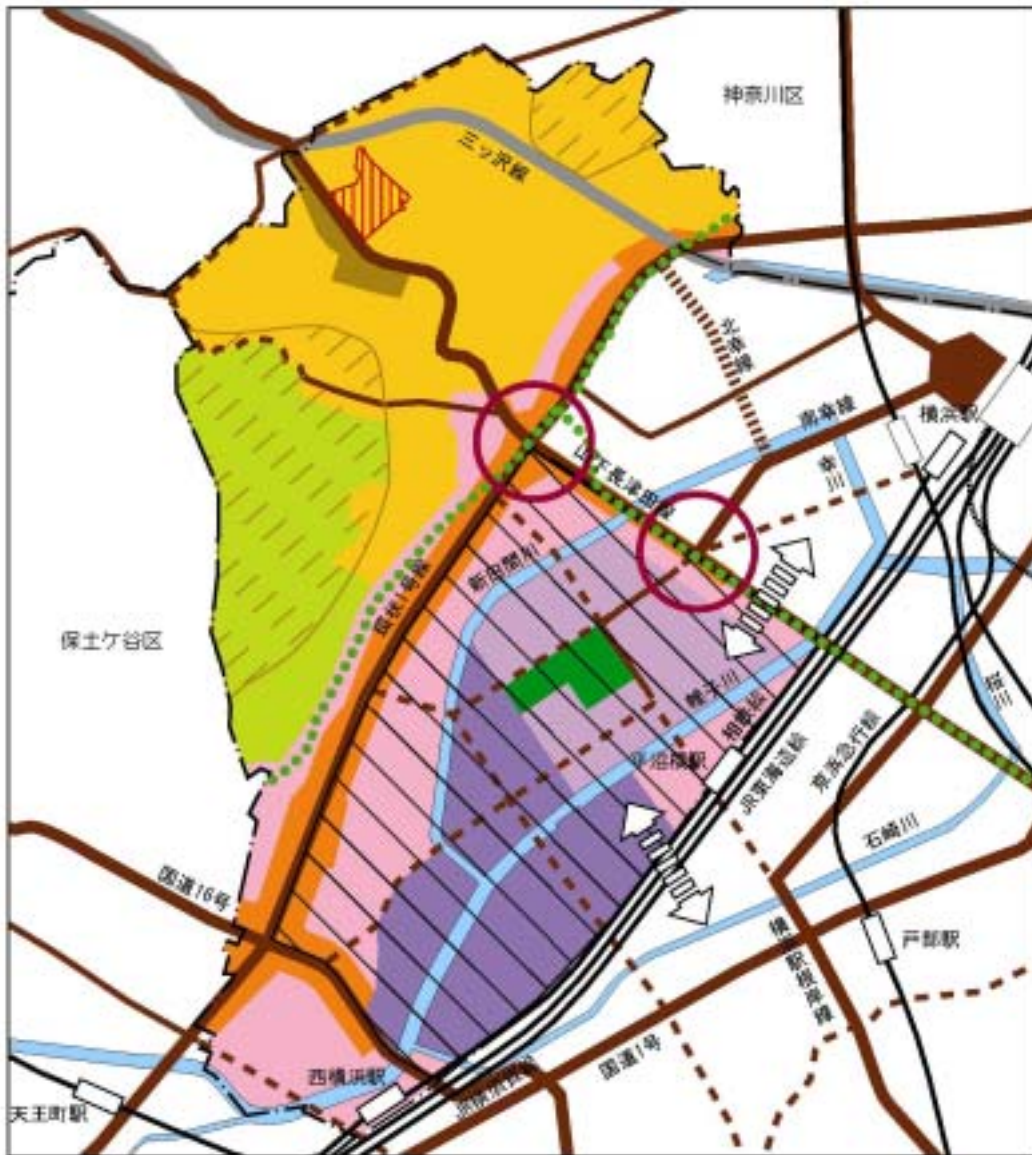
- ・河川のしゅんせつや清掃などを行い、水質改善をはかります。また、沿川の緑化を進めるほか、親水護岸や親水広場の整備を検討するなど、水辺の散策を楽しむことができるルートづくりを進めます。

- ・丘陵部に残る斜面緑地や社寺林などの保全に努めます。また、道路や市民利用施設などの緑化を進めるとともに、区民や事業者などの協力を得ながら民有地緑化を促進します。

(2) 歴史を感じられるルートづくり

- ・旧東海道と横浜道及び周辺に点在する歴史資源の活用をはかるため、案内サインの設置などを行い、歴史を感じられる散策ルートづくりを進めます。

北部地区まちづくり方針図



凡 例

- | | | |
|----------|--------------|----------------|
| 都心周辺沿道系 | 高速道路 (既存) | 住宅の耐震化・不燃化 |
| 都心周辺業務系 | 幹線道路 (既存) | 狭あい道路の拡幅整備 |
| 都心周辺住居系 | 幹線道路 (計画) | 建築協定地区 |
| 工業系 | 地区幹線道路等 (既存) | 岡野・西平沼周辺のまちづくり |
| 沿道系 | 地区幹線道路等 | 古道 |
| 中層住居系 | 地区幹線道路等 | 洗濯交差点の改善 |
| 低層住居系 | 鉄道 (既存) | 周辺地区との連携強化 |
| 公園・文化施設系 | 鉄道 (事業中) | |



2 . 南部地区

下町人情あふれる安全で活気のあるまち

南部地区は、北部地区から連なる平地部と、その南側に広がる起伏に富んだ丘陵部から成っています。

平地部は、区役所などの公共機関や商店街、鉄道駅が集まっています。また、古くからの住宅地が広がっている一方で、最近、幹線道路沿いなどに集合住宅の建設が増えてきています。

丘陵部は、戸建て住宅や集合住宅を中心とした住宅地が広がっていますが、起伏が激しく地形が入り組んでいるため、道路が狭く、住宅が密集するなど、住環境の改善が課題となっています。また、野毛山・掃部山周辺は、規模の大きな文化施設や公園が集積しているほか、歴史資源も多く、市内でも有数の文化ゾーンを形成しています。

こうした特性や課題を踏まえて、南部地区は、「下町人情あふれる安全で活気のあるまち」をめざします。



目標1 安全で暮らしやすいまちをつくる

住環境の改善をはかり、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 住環境の改善

- ・平地部では、街並みや防災性に配慮しながら、商業・業務などと戸建て住宅や集合住宅との共存をはかります。
- ・丘陵部一帯は、道路が狭く木造住宅が密集しているため、災害時はたいへん危険です。狭あい道路の拡幅と住宅の耐震化・不燃化を促進し、安全で快適な住環境の実現をはかります。

(2) 交通環境の改善

- ・地区内道路の拡幅などを促進し、地区内外の移動の円滑化をはかります。また、丘陵部に小型バスの導入を検討するなど、交通利便性の向上をはかります。
- ・歩道の新設や拡幅、段差の解消、危険な交差点の改善など、安全で快適な歩行者

空間の確保をはかります。

- ・京急戸部駅のエレベーターやトイレの設置など、改修を働きかけていきます。また、市営地下鉄高島町駅や相鉄平沼橋駅・西横浜駅のバリアフリー化を促進します。
 - ・廃止が予定されている東急東横線（横浜駅～桜木町駅間）の跡地を、自転車も通れる遊歩道や駐輪場として整備する方向で検討を進めます。
- #### (3) 周辺地区との連携強化
- ・北部地区や横浜駅西口周辺との連携を強化するため、跨線人道橋のバリアフリー化やバスルートの検討などを進めます。
 - ・みなとみらい21地区とのアクセスを向上するため、歩行者動線の整備などを進めます。

目標2 活気とふれあいのあるまちをつくる

商店街や地域の活性化をはかり、活気とふれあいのあるまちづくりを進めます。

(1) 地域の中心としての商店街づくり

- ・地域と商店街のコミュニケーションを促進し、地域ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供や地域と一体となったイベントの開催を促進するなど、地域との結びつきを深めることにより、商店街の活性化をはかります。
- ・空き店舗を活用して、区民の憩いの場や福祉サービス提供の場の整備を検討するなど、商店街のコミュニティ機能を高めます。
- ・アーケードや街路灯の整備、電線類の地中化などを促進し、商店街の魅力アップをはかります。
- ・通行の妨げとなっている歩道上の商品や看板などについて、啓発活動や指導・撤去などを行い、買い物しやすい環境づくりを進めます。

(2) 地域コミュニティの活性化

- ・地域の祭りや自治会・町内会活動などに、若い世代や新たに暮らし始めた区民の参加を積極的に働きかけるなど、区民同士のふれあいや支えあいを一層促進します。
- ・藤棚地区センターや、コミュニティハウスなど既存施設を、誰もが利用しやすいように使いやすさを高めます。また、学校開放の推進や空き店舗の活用などをはかり、区民に身近な活動の場・憩いの場づくりを進めます。

目標3 文化と自然と歴史を活用する

野毛山・掃部山周辺を中心に集積している、文化施設や自然、歴史資源を活かしたまちづくりを進めます。

(1) 魅力的な文化ゾーンの形成

- ・野毛山・掃部山周辺には、横浜市中央図書館をはじめ横浜能楽堂、県立図書館、県立音楽堂など多様な文化施設が集まっています。高度化・多様化する芸術文化や学習ニーズに対応するため、サービスの充実や施設の改善など機能の拡充をはかります。
- ・青少年交流センターを運営し、青少年の自立促進や育成を推進します。

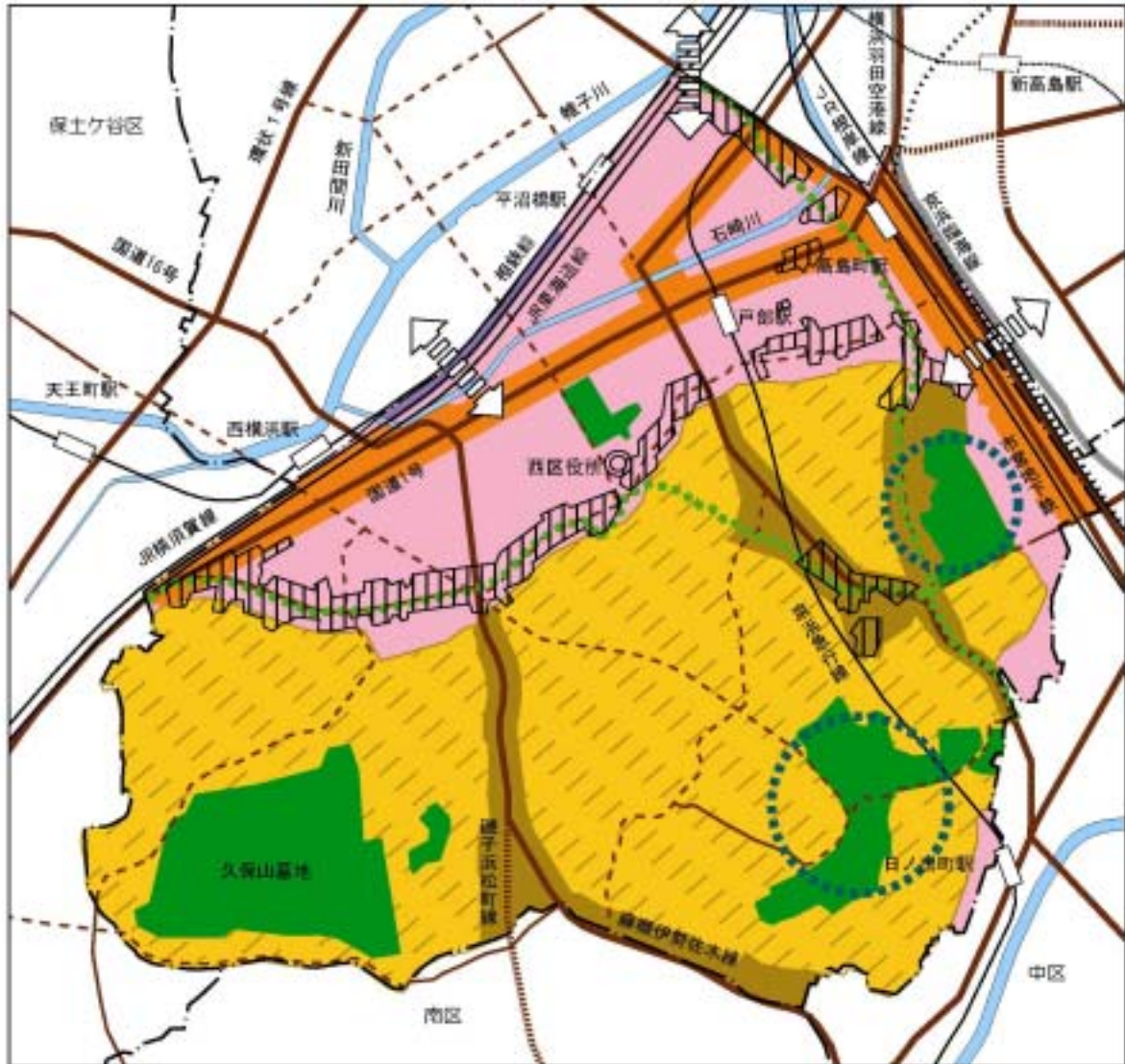
(2) 自然環境の保全と創造




















- ・野毛山・掃部山周辺に広がる緑や丘陵部に残る斜面緑地などの保全に努めます。また、道路や市民利用施設などの緑化を進めるほか、区民や事業者などの協力を得ながら、民有地緑化を促進し、緑の連続の形成をはかり、散策が楽しめる環境をつくります。
- ・野毛山公園は、都心部に近い憩いの場として、多くの市民に親しまれている貴重な公園ですが、施設の老朽化が進んでおり、利用者のニーズを取り入れながら再整備を検討します。
- ・久保山墓地は、狭くて歩きにくい参道やがけ崩れのおそれがある危険箇所の改善などを進めます。さらに、緑化を推進し、休憩広場や駐車場を整備するなど、公園的な魅力を持つ憩いの空間として、再整備を検討します。

(3) 歴史資源の活用

- ・横浜道と保土ヶ谷道及び周辺に数多く残る寺社や横浜開港にちなんだ史跡などの歴史資源を活用して、案内サインを設置するなど、歴史を楽しむ散策ルートづくりを進めます。

南部地区まちづくり方針図



- | 凡 例 | | | | | |
|---|----------|---|---|---|---------------------------------|
|  | 都心周辺治道系 |  | 高速道路 (既存) |  | 住宅の耐震化・不燃化
狭あい道路の拡幅整備
商店街 |
|  | 都心周辺業務系 |  | 幹線道路 (既存) |  | 商店街 |
|  | 工業系 |  | 幹線道路 (計画) |  | 古道 |
|  | 治道系 |  | 地区幹線道路等 (既存) |  | 周辺地区との連携強化 |
|  | 中層住居系 |  | 地区幹線道路等
(道路の改良・歩道の整備など
改善を検討する路線) |  | 文化ゾーン |
|  | 公園・文化施設系 |  | 鉄道 (既存) | | |
| | |  | 鉄道 (事業中) | | |
| | |  | 鉄道 (構想) | | |



3 . 横浜駅周辺地区

都心の魅力とやさしさを実感できる快適なまち

横浜駅周辺地区は、鉄道やバスなどの公共交通機関が集中し、大型の商業施設や業務施設の集積が進む、首都圏でも有数のターミナル地区となっています。また、みなとみらい21地区と関内・伊勢佐木町地区とともに横浜の都心を形成しており、「横浜の玄関」としての役割を担っています。

現在、横浜駅の整備をはじめ様々な事業が進められているところですが、都市基盤や防災面など、この地区に不足する機能を補いながら、計画的な街づくりを進め、横浜の都心としての役割や活力をさらに高めていく必要があります。

そこで、区民や来街者の利便性・快適性・安全性などを向上するため、地区全体の機能強化をはかり、「都心の魅力とやさしさを実感できる快適なまち」をめざします。



目標1 ターミナル機能を強化する

多くの交通機関が集中するターミナルとしての機能を強化し、利便性・快適性を高めます。また、地区内の自動車や歩行者の交通環境の改善をはかります。

(1) 便利で快適な交通ターミナルの形成

- ・横浜駅は、みなとみらい21線の整備にあわせて、北部・南部東西自由通路と南北連絡通路を整備します。また、鉄道事業者などの協力を得ながら、案内サインの充実などを進め、駅東西の一体化と駅及び駅周辺の回遊性の向上をはかります。
- ・鉄道事業者などと連携をとりながら、駅やバスターミナルにエレベーターやエスカレーターを設置するなど、バリアフリー化を進めます。
- ・横浜駅行政サービスコーナーや観光案内所の機能を拡充し、市民や来街者の利便性を向上します。

(2) 地区内交通の改善

- ・広場とアクセス道路の整備、バス・タクシーの優先区間の設置、交通規制による地区内への通過交通の流入制限などを検討し、地区内交通の円滑化と混雑の緩和をはかります。
- ・ペDESTリアンデッキや地下通路、歩行者専用モールの整備、案内サインの設置などにより、安全で快適な歩行者空間の確保をはかります。
- ・市街地再開発事業などに合わせて、駐車場・駐輪場の整備を促進するなど、違法駐車や放置自転車・バイクへの対策を強化します。

目標2 都心としての魅力を高める

都心にふさわしい商業、業務、文化、住宅など多様な機能の集積を進めるとともに、土地の高度利用をはかります。

(1) 魅力的な都市空間の創出

- ・駅直近部では、大規模な商業・業務施設

などの集積を促進するとともに、地下も含めた立体的かつ高度な土地利用をはかります。幸栄地区と五番街地区の再開発を促進するほか、南部東西自由通路東口出入口周辺と北部東西自由通路西口出入口周辺の再開発の検討などを進めます。

- ・ 駅周辺部では、高島二丁目地区の再開発を促進するなど、商業・業務・文化施設と集合住宅などが共存する、賑わいのあるまちづくりを進めます。
- ・ 都心部の貴重な公共空間である新田間川・幸川については、さまざまな視点から具体的な活用方法を検討していきます。

(2) 都心の魅力を実感できるまちづくり

- ・ 独自のブランドイメージなど、新たな付加価値の開発や情報発信を促進し、地区の魅力を一層高めます。また、文化・芸術などの機能を持った集客施設の導入を検討します。

(3) 周辺地区との連携強化

- ・ みなとみらい21地区、岡野・西平沼周辺、ヨコハマポートサイド地区などとの一体化や相互補完をはかり、奥行きのあるまちづくりを進めます。

会・町内会などの連携を強化し、災害時に迅速な情報受伝達や、適切な避難誘導が行える体制を整えます。

(2) 安全で美しい街並みの形成

- ・ 道路や駅前広場を花で飾るなど、公共緑化を進めます。また、事業者の協力を得て、商業施設や業務ビルの屋上緑化などを促進します。
- ・ 河川のしゅんせつや清掃などを行い、水質改善をはかります。また、沿川の緑化を進めるほか、親水護岸や親水広場の整備を検討するなど、水辺の散策を楽しむことができるルートづくりを進めます。
- ・ 区民や事業者などの協力のもとに、ポイ捨て防止などの啓発活動や清掃活動を推進します。
- ・ 通行の妨げになり、まちの景観を損ねている違法な看板・広告物などについて、啓発活動や指導・撤去を行います。
- ・ まちの風紀を守り、美化を進めるために商店街などによる自発的な啓発活動や申し合わせなどのルールづくりを支援し、警察とも連携しつつ防犯対策を推進します。

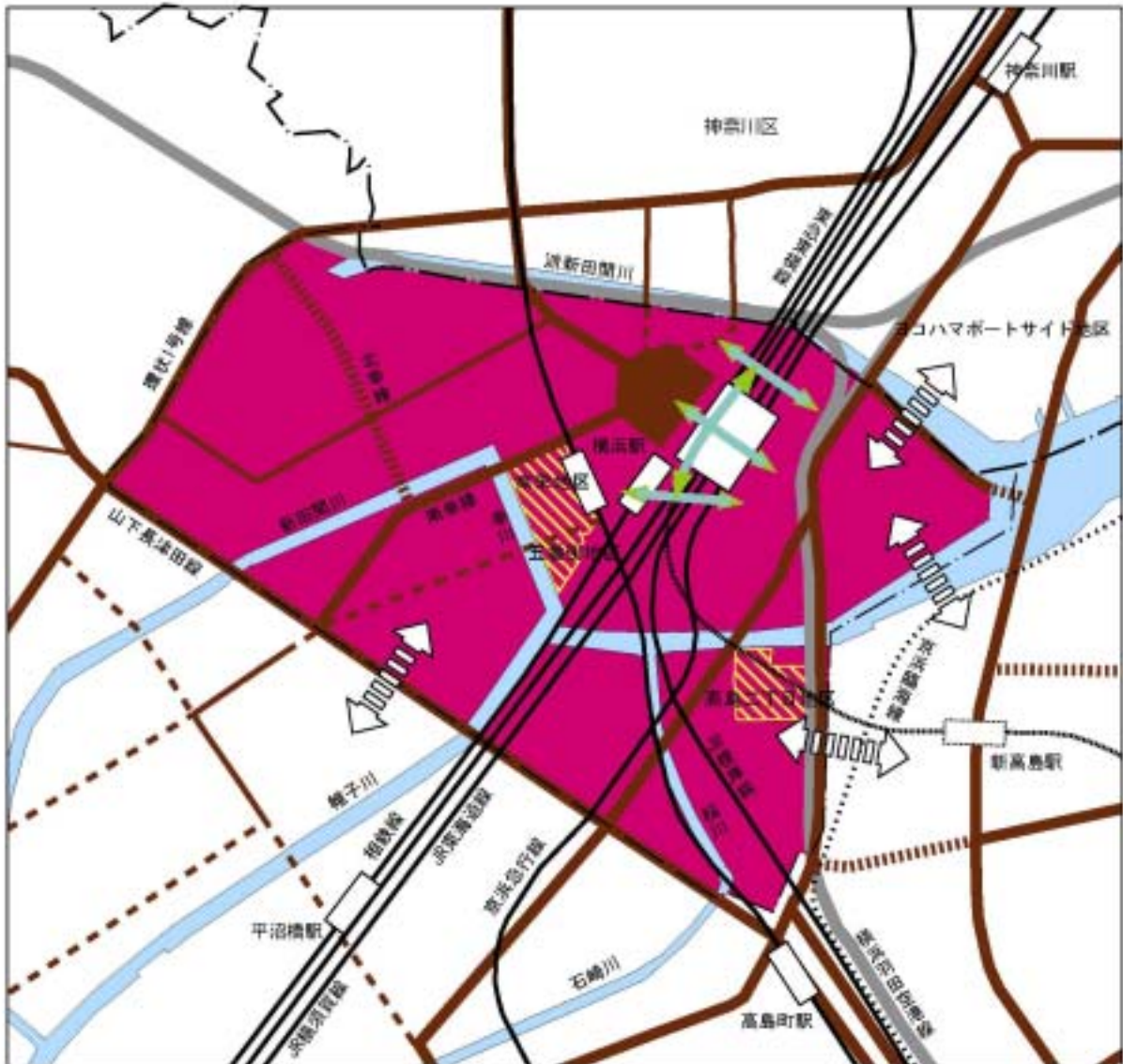
目標3 安全できれいなまちをつくる

防災機能の強化をはかるとともに、まちの美化や緑化を推進するなど、安全で美しい街並みをつくります。

(1) 防災機能の強化

- ・ 災害時の避難路や一時避難場所として、安全な歩行者空間やオープンスペースの確保に努めます。また、建物などの耐震化・不燃化を促進します。
- ・ 不特定多数が集まる大型の商業施設や地下街、高層ビル、雑居ビルなどに対して、避難経路の確保や避難訓練の実施など防災面の指導・啓発を強化します。
- ・ 行政、鉄道事業者、事業者団体、自治

横浜駅周辺地区まちづくり方針図



- 凡 例
- 都心業務系
 - 高速道路 (既存)
 - 幹線道路 (既存)
 - 幹線道路 (計画)
 - 地区幹線道路等 (既存)
 - 地区幹線道路等 (道路の改良・歩道の整備など改善を検討する路線)
 - 鉄道 (既存)
 - 鉄道 (事業中)
 - 鉄道 (構想)
 - 東西自由通路・南北連絡通路
 - 再開発の促進
 - 周辺地区との連携強化



4 . みなとみらい21地区

世界に発信する賑わいと潤いのあるまち

みなとみらい21事業は、業務核都市に位置づけられている横浜の中核的な役割を担う事業として、昭和58年（1983）に着手しました。横浜駅周辺地区と関内・伊勢佐木町地区に二分された横浜の都心を結びつけて一体化するとともに、商業・業務、文化施設などを集積します。

平成13年（2001）には、進出企業数約870社、就業人口約5万人、年間来街者数約3,600万人となり、また、地区内初の住宅開発が始まるなど、新しい街づくりが着実に進展してきています。

引き続き多様な機能の集積を促進することにより、就業の場や賑わいの場を創出し、魅力ある都市空間の形成をはかり、「世界に発信する賑わいと潤いのあるまち」をめざします。



目標1 多様な機能の集積をはかる

コンベンション、文化、業務、商業、住宅など多様な機能の集積を進め、情報を創造・発信します。

(1) コンベンション機能の充実

- ・パシフィコ横浜（横浜国際平和会議場）を拠点として、国際会議や見本市、展示会、イベントなどコンベンションの誘致を積極的に進めます。
- ・コンベンションの開催を支える、関連施設の整備・充実や誘致体制の強化などを進めるとともに、ホテルや飲食、観光など関連産業の振興をはかります。
- ・国際的なアーティストによるコンサートや美術展を開催するなど、世界に開かれた芸術文化の創造・交流の場づくりを進めます。

(2) 業務・商業機能などの集積

- ・国内各都市及び空港へのアクセスの良さを活かして、企業の本社機能や外国・外

資系企業、大型商業施設、行政機関などの集積を促進します。

- ・さまざまな情報を創造・発信するため、大容量・高速通信が可能な通信基盤の整備を進め、企業活動や市民生活を支援します。
- #### (3) 住宅開発
- ・安全性・利便性・快適性の高い、良質な都心型住宅の供給を促進します。

目標2 便利で快適なネットワークをつくる

地区内外をスムーズに移動できる交通環境を整備するとともに、隣接する地区との連携を強化します。

(1) 交通ネットワークの構築

- ・みなとみらい21線の整備により、みなとみらい21地区の利便性が向上するとともに、横浜都心部の東京方面へのアクセスが向上します。また、東海道貨物支線の旅客線化（京浜臨海線の整備）の検

討を進めます。

- ・みなとみらい21地区と周辺部を結ぶ臨港幹線道路など道路網の整備を促進し、地区内外の円滑な道路交通ネットワークを構築します。

(2) 歩行者空間の整備

- ・クイーン軸、キング軸、グランモール軸の3本のモールを骨格として、歩行者ネットワークを構築します。ペデストリアンデッキ^{*}や建物の中を抜ける通路などによる安全で快適な歩行者空間を創出します。

(3) 来街者の利便性の向上

- ・新たなシステムの導入や拡充により、地区内の交通混雑の改善や来街者の回遊性の向上をはかります。
- ・JR 桜木町駅の混雑解消や利便性の向上をはかるため、改札口の増設を働きかけていきます。

(4) 周辺地区との連携強化

- ・横浜駅周辺地区や南部地区などとの連携を強化するため、交差点の改良やペデストリアンデッキ^{*}の整備など車や歩行者動線の整備を進めます。また、北部地区や南部地区とみなとみらい21地区を結ぶバスルートを検討します。

を進めます。

- ・区民と事業者が協力して、イベントや美化活動、福祉活動を実施するなど、区民と事業者の連携を深めます。

(2) 計画的な街並みの形成

- ・土地利用や建築形態、景観形成など地区内の街づくりについて、地権者間で締結されている、みなとみらい21街づくり基本協定^{*}と地区計画^{*}に基づき、計画的な街並みの形成を進めます。

(3) 防災機能の強化

- ・ライフライン^{*}を地下に収容する共同溝の整備や、緊急時の避難と物資の供給に対応できる内貿パース^{*}の建設など、災害に強い都市基盤の整備を進めます。また、災害時には耐震型循環式地下貯水槽^{*}により飲料水を確保します。
- ・地区内には、大型の集客施設が多く、避難経路の確保や避難訓練の実施など防災面の指導・啓発を徹底します。
- ・災害時における、行政、事業者及び地区内の住民などを含めた連携・協力体制を整えます。

目標3 安全でゆとりのあるまちをつくる

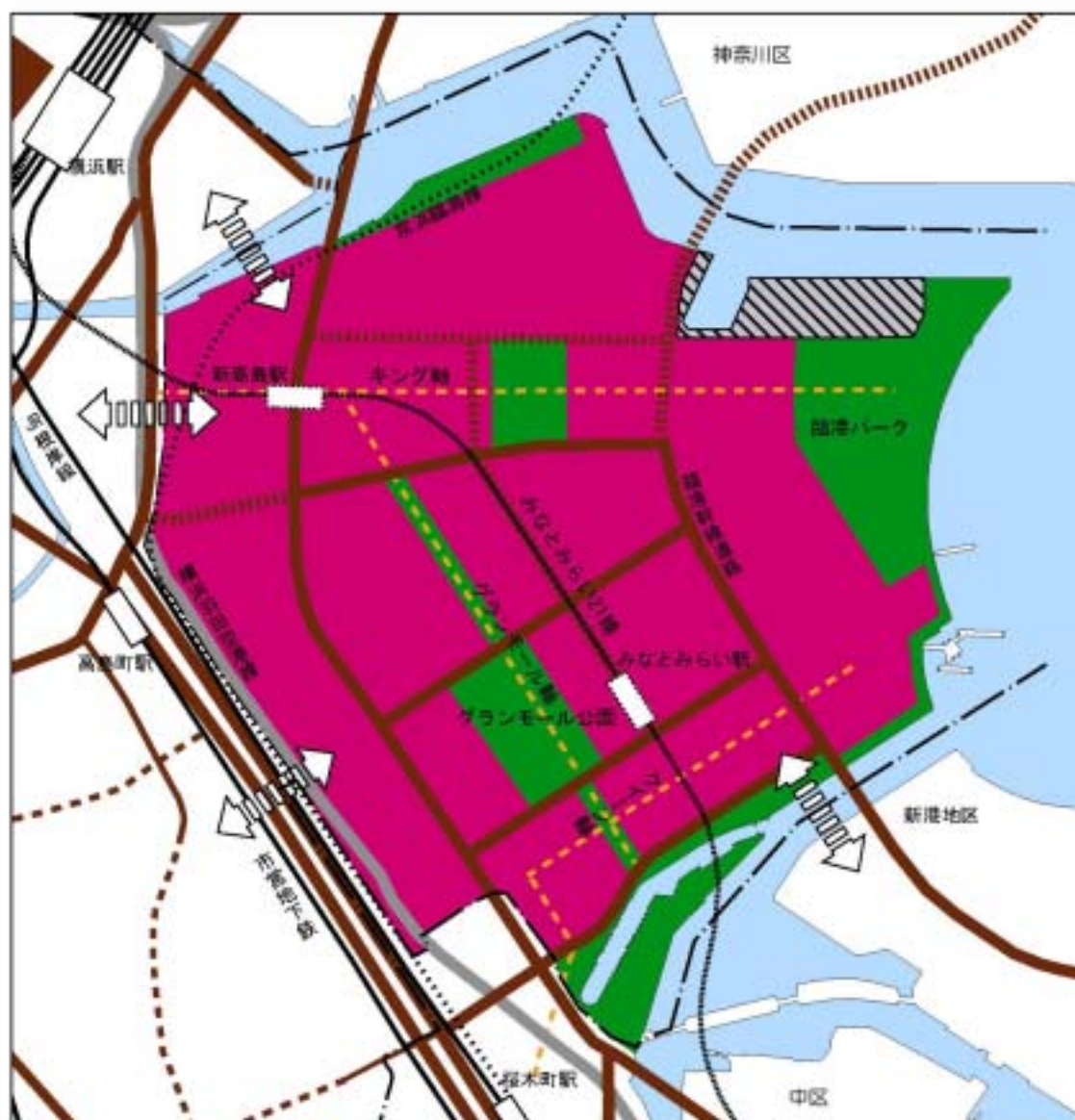
ゆとりを感じられる、憩いと賑わいのある都市空間を形成します。また、防災機能の強化をはかります。

(1) 憩いと賑わいの空間づくり

- ・まちの飾花や緑化、公園の整備を進めるとともに、観光拠点などを結ぶプロムナードを整備するなど、水と緑に親しめる憩いの空間をつくります。
- ・臨港パークやグランモール公園、内水域（インナーハーバー）を活用した多彩なイベントを開催するなど、賑わいづくり

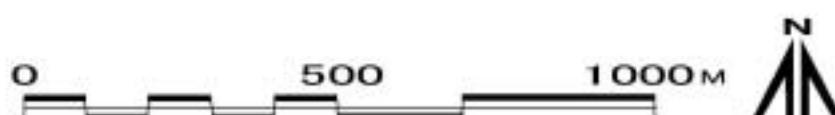
*印の用語は、巻末に「用語解説」があります。

みなとみらい21地区まちづくり方針図



凡 例

- | | | |
|----------|---|----------------|
| 都心業務系 | 高速道路 (既存) | 内質パース |
| 公園・文化施設系 | 幹線道路 (既存) | 骨格となる歩行者ネットワーク |
| 流通業務系 | 幹線道路 (計画) | 周辺地区との連携強化 |
| | 地区幹線道路等 (既存) | |
| | 地区幹線道路等
(道路の改良・歩道の整備など
改善を検討する路線) | |
| | 鉄道 (既存) | |
| | 鉄道 (事業中) | |
| | 鉄道 (構想) | |



第4章 まちづくりの推進

まちづくりは、『方針』の策定段階から始まっていますが、決定すれば終わりというものではありません。ここでは、今後のまちづくりを具体的に推進していく主体と役割分担などについて示します。

1. まちづくりの主体

今後の西区のまちづくりは、『方針』に基づいて、まちづくりの主体である区民の皆さんや事業者、行政が相互に協力・連携をはかりながら、それぞれが主体的に役割を果たしていくことが重要です。

(1) 区民の役割

まちづくりの主役は区民です。自分たちの生活の場である、自分たちの住むまちを、自分たちの手でより良くするという意識を持ち、行動することが大切です。区民一人ひとりが行う、身の回りの日常的なことの積み重ねが、まち全体を変えていくことにつながります。

また、区民同士の交流や連携を深めるとともに、地域における様々な活動や行政などが実施するまちづくりの場に、積極的に参加や提案を行っていくことが求められます。さらに、地域における様々な課題について、住民間で合意形成をはかり、地域のルールづくりを行うなど、区民が自主的にまちづくり活動を展開していくことが期待されます。

(2) 事業者の役割

区内に数多く集積する企業や地域の商店街などによる事業活動は、西区のまちづくりにたいへん大きな影響を与えます。

そこでまず、これらの事業者が西区のまちづくりを担う重要な一員であることを認識し、区民や行政と協力・連携し合う関係を一層深めていく必要があります。さらに資金面、人材面、情報面など事業者の持て

る力を活かして、まちづくりに積極的に参画・貢献することが期待されます。また、事業活動を展開していく際にも、『方針』が示す西区の将来像を共有し、その実現に寄与することが求められます。

(3) 行政の役割

行政の役割としては、公共施設などの整備を行う、都市計画などの制度により規制・誘導する、補助や情報提供、コーディネーターの派遣などにより、区民や事業者によるまちづくりを支援・調整するなどの役割があります。

2. 区役所の役割

区役所は、最も身近な総合行政機関として、その果たすべき役割は、ますます大きくなってきています。区役所が担う主な役割は次のとおりです。

(1) 『方針』の実現に向けて、施策の企画や事業の実施などを行います。また、住民参加によるまちづくりの推進、区民や事業者が自主的に行うまちづくり活動の支援などを行います。

(2) 横浜市の各局や県など様々な事業主体が、区内で事業を進めるにあたっては、区役所は行政側のまとめ役として、区民の意見や地域の状況などに配慮しながら各種事業の総合調整を行います。

(3) 日頃から地域の意向や状況を十分に把握し、施策への反映に努めるとともに、まちづくりに関する情報を幅広く収集し、広

報や説明会などにより、適切かつ十分な情報提供を行います。また、まちづくりの相談窓口としての機能を高めます。

3 . 西区まちづくり方針の充実

この『方針』は、西区全体のまちづくりを進めていくための指針として、区民の皆さんと共同で作成したものです。

今後、より身近な地域において、詳細にまちづくりの方針を定める必要が生じた場合には、その地域の皆さんの参加を得ながら、地区プランを策定します。

また、社会情勢の変化や技術革新、区民意識の変化などにより、必要に応じて見直しを行うなど、『方針』の充実をはかっていきます。

用語解説

あ	雨水幹線	雨水排水系統において幹となる主要な管きよ
	雨水浸透ます	雨水の流出抑制や地下水涵養のため、底部や側面から、雨水が地中に浸透しやすいように工夫された雨水ます
	雨水貯留管	下流側にある河川や水路の流下能力に見合うように、雨水を一時貯留(ピークカット)し、流出量を抑制する管きよ
	雨水ポンプ場	地盤が河川や海より低い地域で、管きよを流れてきた雨水を揚水して、河川などに放流できるようにする施設
か	介護老人保健施設	介護を必要とする高齢者が、入院している病院から在宅に移るための中間施設。寝たきりまたは痴呆性高齢者などに、看護・介護、リハビリテーション、その他の医療ケアと生活サービスを提供する入所施設
	がけ崩れ警戒区域	横浜市が、がけの形状、土地質、崩落経歴、被害家屋の有無等を総合的に判断し、台風、集中豪雨又は地震によってがけ崩れが発生するおそれがあるとして定めた区域(ただし、急傾斜地崩壊危険区域は除く。)
	幹線道路	都市間や市内の各地域間の交通を主に担う道路。高速道路や地区幹線道路などとともに体系的に組み合わせて整備され、市内の道路ネットワークを形成する。三環状十放射道路とこれら以外の幅員が18m以上の道路が該当する。
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に被害が生ずる地域及び崩壊を助長、誘発するおそれのある地域を市長の意見を聞いて県知事が指定する区域
	狭あい道路	幅員4m未満の道路
	狭あい道路整備促進路線	横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例により、生活道路や通り抜けのできる道路などを対象に、地域の安全性や利便性を考慮した道路ネットワークを構成するために指定された幅員4m未満の道路
	緊急輸送路	災害時の応急対策の実施に必要な物資、資機材、要員等を輸送する緊急車両が通行する道路。高速道路や幹線道路を対象に本市で指定している。
	区民文化センター	各区の地域特性にあわせた市民の身近な文化活動拠点
	グループホーム	障害者が地域社会のなかで、グループで自立した生活を実現していく場
	公共車両優先システム	優先信号制御や優先レーンの設定により、バスなどの公共車両を優先的に運行させ、バス利用者などの利便性の向上を図るシステム
	交通バリアフリー法	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称
	コミュニティハウス	地域の自主活動や、福祉・ボランティア、学習、児童・青少年活動などの身近な拠点として、学校施設の活用や公共施設との併設、既存施設の転換などにより整備する施設
	コンベンション施設	国際会議、国内会議、各種大会行事、展示会、見本市など一定の目的をもって人が集まる催事であるコンベンションを開催する会議場・展示場・ホテルなど
さ	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物等が密集している地区などにおいて、細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物を建築し、公園・広場・街路などの公共施設の整備などを行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業

さ	シニア・リブいん	高齢者が地域の中で自立して安全で快適な生活を送れるよう、民間の土地所有者等が建設した住宅を横浜市が市営住宅として借り上げた住宅で、バリアフリー設計のほか、緊急通報システムの設置や巡回相談員の派遣がある。
	障害者地域活動ホーム	障害児・障害者の地域での生活を支援する拠点施設
	浸水警戒区域	河川及び下水道の整備状況を考慮した区域。A 級区域は台風・集中豪雨によりおおむね 1 時間あたり 50 mm (5 年に 1 回) 程度の降雨があった場合、河川の氾濫又は滞水による浸水被害のおそれがある区域。B 級は 1 時間あたり 60 mm (10 年に 1 回) 程度
	生活支援センター	精神障害者の日常生活を支援するため、相談・情報提供、イブニングケアや在宅支援を行い、地域ケアシステムを推進する拠点施設
	セットバック	敷地の境界線から外壁を後退させること。
た	耐震型循環式地下貯水槽	災害などの非常時に必要となる飲料水を貯留するための施設。この貯水槽は、水道管の途中に接続してあるので、常時水道水がその中を流れる仕組みになっている。災害時には 50 万人分の飲料水を 3 日分確保する。
	高潮警戒区域	高潮の規模を東京湾平均海面上 + 2.3m で想定し、これにより地盤が浸水のおそれがある区域
	地域医療救護拠点	震災時避難場所の機能に加え、災害時の応急医療体制を充実するため中学校区に 1 か所整備する医療救護の拠点
	地域ケアプラザ・センター	市民が住み慣れた地域において健康で安心した生活を営むことができるように、地域の福祉活動、保健活動等を支援するとともに、福祉サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設
	地域防災拠点	横浜市総合計画に基づき、身近な小・中学校を震災時の避難場所と指定し、情報受伝達、防災資機材等の備蓄などの機能を備えた拠点
	地区幹線道路	横浜市総合計画において、「地区内と幹線道路を連絡する機能やバス交通を主に担う道路」として位置付けられた道路。高速道路や幹線道路などとともに体系的に組み合わせて整備され、市内の道路ネットワークを形成する。幅員がおおむね 9 m 以上、18 m 未満の道路(往復二車線と両側に歩道を有する道路)が該当する。
	地区計画	地区の特性を踏まえた良好な環境の街区を整備、保全するために、建築物の敷地、位置、構造、用途や形態の制限及び道路や公園などについて、住民等の意向を反映させ、市が都市計画として定める制度
	中途障害者地域活動センター	脳卒中の後遺症などによる中途障害者が、創作・軽作業及び生活訓練などを通じて、自立した生活を目指して自主的に活動する施設
	特別養護老人ホーム	ねたきり又は痴呆のために常に介護を必要とする原則として 65 歳以上の人で、在宅で介護を受けることが難しい人のための入所施設
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備、改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質を整えるとともに、土地の活用に必要な道路や公園などの都市基盤施設の整備を行う事業
	な	内貿バス
ノンステップバス		車両の床面を下げ乗降口の高さと同じにし、乗降時の障害となる段差をなくしたバス。ニーリング・システム(車高調整装置)と車体に装備されたスロープ板により車いす使用者をはじめ、だれもが利用しやすい構造になっている。

は	はまっ子ふれあいスクール	放課後に、小学校において異なる年齢の子どもたちが、楽しく遊べる場
	バリアフリー	障害がある人でも地域の中で通常に暮らせる社会づくりを意味する考え方をより広げるために、身体的、精神的な障壁（バリアー）を除去しようとする考え
	ヒートアイランド現象	都市部の気温が、郊外に比べて異常に高くなる現象。その原因は、アスファルトやコンクリートで地表が覆われ、そこに日射熱が蓄積されることなどによる。
	福祉保健活動拠点	地域における市民の自主的な福祉活動の場を提供する施設
	ペDESTリアンデッキ	高架歩道というべき、歩行者専用の通路。駅前広場をまたいで駅と建物をつないだり、建物同士を2階のレベルで結んだりするのに用いられる。
ま	みなとみらい21街づくり基本協定	みなとみらい21地区の地権者及び株式会社横浜みなとみらい21との間で、昭和63年に締結された協定。この協定は、地権者の間で街づくりについてのルールを自主的に決め、その基本的な考え方を共有し、調和のとれた街づくりを進めることを目的としている。
や	横浜市福祉のまちづくり条例	福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、人間性豊かな福祉都市の実現に資することを目的として、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議するための推進会議の設置、推進指針の策定や重点推進地区の指定などを規定した条例
ら	ライフライン	電気、ガス、電話、上・下水道など市民生活を支えるシステム。現代社会はライフラインへの依存度が高いため、これが被害を受けると生活に大きな影響が及ぶ。

西区まちづくり方針
横浜市都市計画マスタープラン・西区プラン
平成 15 年 2 月

横浜市西区区政推進課
〒220-0051 横浜市西区中央 1-5-10
電話 045(320)8327 FAX 045(322)9847

横浜市都市計画局都市計画課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
電話 045(671)2658 FAX 045(663)8641

横浜市広報印刷物登録 第 140542 号
類別・分類 A-JA060